

官報

號外 昭和二十一年九月六日

○第九十回 衆議院議事速記録第四十一號

昭和二十一年九月五日(木曜日)

午後一時四十四分開議

議事日程 第四十號

昭和二十一年九月五日

午後一時開議

第一 労働関係調整法案(政府提出)
出) 第一讀會の續(委員長報告)

〔朗讀ヲ省略シテ報告〕
一、議員カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアル

杉安、湯前間鐵道敷設に關する建議案
提出者 鹿島 透君 伊東 岩男君
森 由己雄君 川野 芳滿君
大橋 喜美君 川越 博君
藤本 虎喜君 山本 實彦君

宮崎港修築費國庫補助に關する建議案
提出者 川野 芳滿君 伊東 岩男君
森 由己雄君 鹿島 透君
大橋 喜美君 川越 博君
山國川崎修築ニ關スル建議案
提出者 松原 一彦君 八坂善一郎君
金光 義邦君 長尾 達生君
古賀喜太郎君 伊藤卯四郎君
森山 ヨネ君 石井光次郎君
村上 勇君

(以上九月四日提出)

一、昨四日議長ニ於テ次ノ通り常任委員辭任ノ許可ガアツタ
第四部選出請願委員 田中 重彌君
第七部選出請願委員 松浦 薫君
一、昨四日議長ニ於テ次ノ委員ヲ選定シタ
臨時物資需給調整法案(政府提出)委員

安部 俊吾君 井田 友平君
飯國壯三郎君 江藤 夏雄君
小野 眞次君 小野 孝君
加藤 一雄君 小島 徹三君
田中源三郎君 田中 実司君
瀧澤 脩作君 竹田 儀一君
塚田十一郎君 山田 善三君
山本 正一君 馬越 晃君
金光 義邦君 九鬼紋十郎君
鈴木周次郎君 鈴木 明良君
坪川 信三君 寺田 榮吉君
原 健三郎君 舟崎 由之君
宮前 進君 加藤 勘十君
金子益太郎君 田村 定一君
竹谷源太郎君 中崎 敏君
西村 榮一君 前田榮之助君
山口 靜江君 米山 久君
石原 登君 大宮伍三郎君
河野 金昇君 三木 武夫君
赤澤 正道君 伊藤 恭一君
池上 隆祐君 正田 敏男君
戸叶 里子君 布 利秋君
福田 繁芳君

電氣事業法の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員

井上 卓一君 伊藤 郷一君
西村 久之君 細田忠治郎君
水田三喜男君 綿貫 佐民君
青木 泰助君 天野 久君
鈴木周次郎君 長尾 達生君
伊藤卯四郎君 上田清次郎君
加藤 鐵造君 山崎 常吉君
飯田 義茂君 鹿島 透君
秋田 大助君 福田 繁芳君

一、昨四日特別委員理事補選選舉ノ結果次ノ通り當選シタ
食糧緊急措置令(承諾を求める件)委員
理事 天野 久君(理事松岡運君昨四日委員辭任ニ付其ノ補闕)

今四日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ
食糧緊急措置令(承諾を求める件)委員
辭任松岡 運君 補闕天野 久君

○議長(山崎猛君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、日程第一、労働関係調整法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長澤澤寛君

第一 労働関係調整法案(政府提出) 第一讀會の續(委員長報告)

報告書
一 労働関係調整法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議決シタ因ツテコノ報告スル
昭和二十一年八月十六日
委員長 澤澤 寛
衆議院議長補員詮三殿

附帶決議

労働組合運動ノ正常ナル發達ハ我等ノ常ニ深ク念ズルコトデアル。平和ノ精神ヲ體シ過激ナル階級闘争ヲ却ケ、勞資一體、生産増進ニ邁進スルコトコソ、荒廢セル日本ヲ再建スベキ必須ノ條件ナリト確信スル。
本法ハ右ノ精神ニ基キ國家公共ノ福祉ト國務ノ遂行ニ支障ヲ生ズルコトナキヲ期スルモノニシテ、寧ろ労働運動ヲ健全ニ發展セシムルモノト認ム。

唯本法實施ニ當リテハ労働委員會ノ適切ナル構成運営ト共ニ、次ノ三條項ノ實行ヲ強ク要望シテ本法ノ制定ニ賛成ス。
一、政府ハ速ニ労働者ノ生活ヲ深刻考慮セル労働基準法案ヲ次期議會ニ提出スベシ。
一、官吏ノ待遇改善ニ關シ、内閣ニ民主的ナル對策委員會ヲ設ケ萬全ノ措置ヲ講ズベシ。
一、政府ハ本法施行ノ時日ニ就キ、官公吏並ニ一般公益事業従業員ノ人格ヲ尊重シ、宜シク深甚ナル政治的考慮ヲ爲スベシ。

〔澤澤寛君登壇〕
○澤澤寛君 只今議題トナリマシタ労働関係調整法案ノ委員會ノ審議ノ經過並ニ結果ニ付キマシテ、是カラ御報告ヲ申上ゲタイト存ジマス

此ノ法案ハ、新生日本ノ産業再建ニ關シマシテ、基本的ナ重大ナル關係ヲ持ツ居リマス。コト、今一ツハ官公吏ノ爭議權禁止ニ關スル規定ガアリマス。シテ、極メテ大キナ關心ガ拂ハレテ居タノデアリマス。院外ニハ幾千人、幾萬人ト稱スル大群衆ガ、或ハ議會ニ對シマシテ、或ハ街頭示威行進ヲ連日ニ互ツテ行ヒマス。ナド、又オ互ヒ議員ニ對シマシテ、或ハ委員ニ對シマシテハ、各方面ノ陳情團カラ連日ニ互リマシテ多數ノ陳情ヲ受ケルナド、洵ニ近來稀ナル光景ヲ呈シタコトハ皆様ノ御承知ノ通りデアリマス。斯クノ如キ環境ノ中デ、委員會ハ七月十六日ニ法案ノ付託ヲ受ケマシテ以來、十一回ニ互リマシテ之ヲ開催致シタノデアリマス。此ノヤウナ情勢デハアリマシタガ、各委員トモ嚴肅ニ致シマシテ、冷静ヲ失ハズ、極メテ熱心ニ、心血ヲ注ガレマシタ實問ガ續行サレタノデアリマス。政府亦極メテ懇切丁寧ニ、厚生大臣ヲ中心ト致シマシテ、内務大臣、商工大臣、大藏大臣、司法大臣、運輸大臣、陸國務大臣等各大臣ノ間ニ詳細ナル問答ガ交サレタノデアリマス。時ニハ聲淚共ニ下ル如キ場面モアリマシテ、問フ人モ又答ヘル人モ一時腔ヲナクシタヤウナ場面モアツタノデアリマス。早ク内容ヲ言ヘト呼ブ者アリ。以下私ハ其ノ概要ニ付キマシテ簡單ニ申上ゲマス

先ヅ第一ニ本法案ハ、現下ノ労働運動ノ激化ニ對シテハ資本家ヲ擁護シテ、或ハ又近ク行ハレル所ノ軍需補償ノ打切り等ニ伴フ整理解雇ヲ前ニシテ、豫メ爭議權法デハナイイカト云フ質問ガアツタノデアリマス。之ニ對シ

マシテ政府ハ、本案ハ労働組合ノ健全ナル發達ヲ圖ラントスル労働組合法ト相俟ツテ、労働争議ノ豫防、解決ニ付キ、當事者間ノ自主的努力ヲ尊重シツ、之ニ援助ヲ與ヘルコトヲ本旨トシテ居ル所ノ手續規定ト、公益ヲ保護スル爲ノ必要最小限度ノ規定トヲスルモノデアツテ、何等一部階級ノ利益ヲ擁護シ、又一部階級ヲ彈壓セントスルモノデナイト云フヤウナ強イ答辯ガアツタノデアリマス

又現在ノ争議ノ原因ハ殆ド生活問題デアリ、労働者ノ生活ヲ保障スベキ労働基準法ノ制定ガ先決問題デアリ、本法案ハ其ノ後ニ提案スベキデハナйкаノ質問ニ對シマシテハ、政府ハ、本法案ハ民主主義的ニ労働争議ヲ處理セントスルモノデアリ、技術的ニ措置ヲ規定シタモノデアツテ、寧ろ労働組合法ト同時ニ制定セラルベキ性質ノモノデアツタノデアリガ、立案ノ時間ガナカツタ爲ニ今日及ンダモノデアリ、勿論労働基準法ノ制定ヲ速カニ致スコトノ必要デアリコトハ申スマデモナイノデアリガ、之ニ付テハ其ノ内容ノ性質上廣範圍ニ及リ、且ツ國際的ノ水準ヲモ勘案シナケレバナラナイノデ、立案ノ技術上ニ長イ時間ヲ要シテ、本法案ト共ニ提出スルコトガ出来ナカツタコトハ洵ニ遺憾デアリ、既ニ政府トシテハ銳意成案ヲ得ベク努力中デアツテ、次ノ議會ニハ提案スル豫定デアリ旨ヲ言明セラレタノデアリマス

次ニ、本法案ニ對シテ労働者ガ全面的ニ反對シテ居リ、又立案過程ニ於テモ、勞務法制審議會ニ於テ労働代表ガ反對シテ居ルノデアリガ、政府ハ何故ニ斯カル労働者ノ反對ヲ押切ツテ本法案ヲ強行セントスルモノデアリカトノ

質問ガナサレタノデアリマス、政府ハ之ニ對シマシテ、本法案ノ内容ハ、前述セル如ク労働争議ノ豫防解決ニ關スル手續規定ト、公益擁護ノ爲ニ最小限度必要デアリ労働争議行爲ノ制限規定トノ二ツニ盡キルモノデアリ、何等労働者ヲ壓迫スルモノデハナйкаラ、本法案ノ内容ガ能ク理解スレバ贊成シテ戴ケルト思フ、又現ニ労働者側モ次第ニ理解シツ、アルト思フ旨ヲ答ヘラレタノデアリマス

次ニ本法ノ運用ニ關シ、主トシテ其ノ衡ニ當ル労働委員會ノ構成ハ、眞ニ民主的ナモノト思ハレナイ故、本法ノ運用ニ付テ危懼ヲ持ツテ居ルガドウカ、又労働省ノ設置ノ意思アリヤトノ質問ガアツタノデアリマス、之ニ對シマシテ政府ハ、労働委員會ニ付テハ眞ニ民主的權威ヲ高メル爲ニ、近ク成規ノ手續ニ依リ改選スルコトニナツテ居リ、又労働省ノ設置ニ付テモ目下研究ヲ進メテ居ル旨ヲ答ヘラレタノデアリマス

最後ニ本法案ニ關聯シタ重要問題ト致シマシテ、生産管理及ビ失業問題ニ付テ、多數ノ委員カラ意見ノ開陳及ビ質疑ガナサレタノデアリマス、先ヅ生産管理ニ付キマシテハ、現在労働者ニ取リマシテ生産力唯一ノ有效ナル争議手段デアリニ基キマシテ、曩ニ發表サレタ政府ノ否認聲明ニ對シ、之ヲ撤回乃至修正スル意思ナキニ付キ政府ノ所信ヲ質サレタノデアリマスガ、政府ハ之ニ對シテ、民主主義ノ本義ニ則リ企業權ト労働權ハ相共ニ尊重セラレナケレバナラナイ、且ツ相互ニ侵犯スベキモノデハナイ、其ノ間ニ截然タル一線ヲ劃スルコトガ、社會秩序維持ノ所以デアリ、故ニ從來ノ

方針ニ變化ハナイ旨ヲ明言サレ、又資本家「サボヲ」放任シ、労働者ニ對シテノ生産管理ヲ否認スルコトハ片手落デハナイカトノ質問ニ對シ、政府ハ、資本家「サボ」ニ對シテハ物資供給調整法案等ニ依リ處理スル旨ヲ答ヘラレタノデアリマス、次ニ近ク行ハレル補償打切り、産業整理等ニ依リマシテ、大抵ノ失業率ガ發生スルコトガ豫想サレルガ、政府ノ對策如何トノ質問ニ對シテハ、生産増強ノ線ニ沿ツテ失業對策ニ付キ目下著々準備中デアルトノ政府ノ答辯ガアツタノデアリマス

次ニ本法案ノ内容ニ關スル質疑應答ニ付キマシテハ、殆ド各條項ニ及ツテ之ヲナサレタノデアリマスルガ、其ノ中極ク主要ナル點ノミニ付キマシテ茲ニ御報告ヲ致シマス、其ノ他ハ速記録ニ依ツテ御覽ヲ願フコトニ致シタイト存ジマス、其ノ第一ハ第八條第二項ノ公益事業ノ追加指定ニ付テデアリマスルガ、此ノ規定ニ依リマシテ不當ニ他ノ業種ヲ指定スル虞ハナйка、又現在追加指定ヲ豫定シテ居ル所ノ業種ガアルカトノ質問ニ對シマシテ、追加指定ハ關係者ニ取ツテ重大ナル問題デアリカラ、労働委員會ノ決議ヲ要スルコトト致シ、其ノ議事手續ニ付テハ特ニ嚴重ナル要件ヲ規定シテ居ル故ニ、不當ニ擴大サレル所ノ虞ハナйка、又追加指定ノ業種ニ付テハ、將來事情ノ變更ニ依リ或ハ追加シタル場合ガアルカモ知レズガ、現在ノ所豫定シテ居ル業種ハナйка、或ハ追加シタルモノデアリマス、次ニ又

他ノ委員カラ、右ノ指定ニ付キマシテ労働委員會ノ決議方法ニ付テ、使用者、労働者、中立ノ委員會ノ過半数ノ同意ヲ要スルコト云フコトハ、委員會ノ一決定性ヲ否定スルモノデハナйка、委員

總員ニ付テノ多數決ニスベキモノデハナйкаトノ質問ガアリマシタガ、政府ハ御趣旨ハ御尤モデアリガ、事柄ノ重要性ニ鑑ミ、慎重ヲ期スル爲ニ勞務法制審議會ノ答申ヲ尊重シ、特ニ異例ノ措置ヲ執ルコトニシタノデアルト答ヘラレタノデアリマス

次ニ第三十七條及ビ第三十八條ニ付テハ議論ガ最も集中サレタ所デアリマスガ、先ヅ第一ニ官公吏、公益事業ニ付キ争議行爲ヲ禁止スル、或ハ制限シテ居ルガ、憲法改正案第二十六條ニ牴觸スルト思フガドウカトノ質問ニ對シマシテ、政府ハ、官公吏、公益事業ニ付テノ制限ハ、公益擁護ノ爲ノ必要最小限度ノ制限デアリ、凡ソ如何ナル權利ト雖モ、公共ノ福祉ノ爲ニ、又之ヲ害シナイ範圍ニ於テ行使スベキデアツテ、此ノコトハ既ニ憲法改正案第十一條、第十二條ニ規定スル所デアリカラ、隨テ第二十六條ト牴觸スルモノデハナйка旨ヲ答辯サレタノデアリマス、又官公吏ニ付キ争議行爲ヲ禁止スルハ如何ナル理由カ、争議權ニ對スル不當ナル彈壓デハナйкаトノ質問ニ對シマシテ、國民ノ全體カラ見レバ、其ノ極ク少數デアリノ所ノ官公吏ノ同盟罷業ハ、國家重要ノ業務ヲ阻害シテ、國家公共ノ安寧福祉ヲ紊ルモノデアルト共ニ、多數國民ノ支持ヲ受ケテ居ル所ノ政府ヲ危殆ニ陥ラシメタル虞ガアルコトハ、結局民主主義ニモ反スルモノデアリカラ之ヲ禁止シタ旨ヲ答辯サレタノデアリマス、又官公吏等ハ現在十分ノ自覺アリ、無殊官公吏行爲等ハナサナイト思フ、政府ハ官公吏ヲ信頼シテ居ナイカトノ質問ニ對シマシテ、現在官公吏ニ對シテハ勿論信頼ヲ置イテ居ルガ、長イ將來ノコトモアリ、制度ト

シテ此ノヤウナモノヲ規定スル必要ガアルト答ヘマシタ、更ニ官公吏等ハ一般ニ比ベテ待遇狀態ガ極メテ低イ、其ノ上ニ争議權ヲ否定スルナラバ、官公吏等ノ生活ニ付キ之ヲ保障スル具體的ノ方策ガナクテハナラナイ旨デアリガ如何ト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ財政等ノ許ス範圍内ニ於テ、出來ルダケ待遇改善ニ努メルト答ヘマシタ、更ニ此ノ目的ノ爲ニ、内閣等ニ職員組合ノ代表ヲモ加ヘタ委員會ヲ作ル意思ハナйкаトノ質問ガアリ、政府カラ出來ルダケ其ノ線ニ沿フベク研究スル旨ノ答辯ガアツタノデアリマス

次ニ、公益事業ニ付テハ三十日間争議行爲ヲ禁止シテ居ルガ、是ハ事實上争議權ヲ否定スルモノデハナйка、又三十日間ノ期間ヲ短縮スル意思ハナйкаトノ質問ニ對シマシテ、政府ハ、打撃爭議ノ禁止ハ、國家公衆ニ争議發生ニ對スル餘裕ヲ與ヘルト共ニ、出來得レバ此ノ期間内ニ公正な解決ヲ圖リタイ旨ノ趣旨デアリガ、調停ハ其ノ結果ヲ強制スルモノデハナйка、又三十日後ニハ争議行爲ヲナシ得ル譯デアリカラ、争議權ヲ否定デハ決シテナイ、又公益事業ニ關スルスカル規定ハ、外國ニモ數多クアリ、期間ニ付テモ、右ノ趣旨ニ依リ此ノ程度ガ適當デアルト思フ旨ヲ答ヘラレタノデアリマス

以上ガ大體本法案ニ關スル主タル質疑應答ノ概要デアリマスルガ、尙ホ此ノ間ニ於キマシテ、委員長ヨリ本委員會ノ意見ト致シマシテ、我が國再建ニ於ケル労働ノ重要性ニ基キ、國民學校ノ教科書ノ中ニ労働ノ重要性及ビ其ノ意欲ノ昂揚ヲ圖ル旨ノ文章、實例ナドヲ掲ゲテ、小國民時代ヨリ、旺盛ナル労働精神ト其ノ道義ノ涵養ニ資スル教

育ニ資スルモノデアリマス

育ヲナスベキコト、及ビ労働組合ガ速
カニ世界労働聯合ニ加入スルコトガ望
マシイ、就テハ政府ハ之ニ對シテ準備
ヲ進メラレタキ旨ノ要望ヲナシタル
所、政府ハ之ニ對シ全面的ニ賛成ナル
ニ依リ、要望ニ副フベク實現ニ努力ス
ル旨ヲ答ヘラレタノデアリマス

斯クテ討論ニ入ツタノデアリマス
ガ、先ヅ自由黨ノ江崎君ハ、後程朗讀
致シマスル附帶決議ヲ提案スルト共
ニ、平和愛好、經濟再建、國家公共ノ
福祉尊重ノ見地ヨリ、本案ハ極メテ時
宜ニ適シタルモノトシテ之ニ賛成シ、
進歩黨ノ川崎君亦自由黨ノ意見ト同ジ
ク、本法ハ何等彈壓法ニアラザル平板
の法律デアアル、世界労働聯合加盟準
備ノ基礎條件デアアルコトヲ強調シテ賛
成意見ヲ開陳セラレタノデアリマス、
他面ニ於キマシテ社會黨ノ辻井君ハ、
爭議ハ生活權擁護ノ爲ノ已ムヲ得ザル
ノ手段ニシテ、生活保障ノ措置ナクシ
テハ斯カル拘束ハ彈壓法ナリトシテ反
對ヲサレマシタ、次ニ協同民主黨ノ東
君ハ本法案ハ労働基準法ト共ニ審議セ
ラルベキモノトシテ反對シ、新政會ノ
野本君モ、本法案ハ労働者ノ自主的精
神ニ「ブレキ」ヲ掛ケルモノトシテ反
對シ、最後ニ無所属俱樂部ノ細迫君
ガ、略々社會黨ト同様ノ趣旨ヲ以テ反
對意見ヲ開陳セラレタノデアリマス、
以上ヲ以テ討論ヲ打切り採決ヲナシ
タル所、多數ヲ以テ原案及ビ附帶決議
ハ可決セラレタノデアリマス、茲ニ附
帶決議ヲ朗讀致シマス

附帶決議

労働組合運動ノ正常ナル發達ハ我等
ノ常ニ深ク念ズルコトデアアル。平
和ノ精神ヲ體シ過激ナル階級闘争ヲ
却ケ、勞資一體、生産増進ニ邁進ス

ルコトコソ、荒廢セル日本ヲ再建ス
ベキ必須ノ條件ナリト確信スル。
本法ハ右ノ精神ニ基キ國家公共ノ
福祉ト國務ノ遂行ニ支障ヲ生ズルコ
トナキヲ期スルモノニシテ、寧ろ勞
働運動ヲ健全ニ發展セシムルモノト
認ム。
唯本法實施ニ當リテハ労働委員會
ノ適切ナル構成運轉ト共ニ、次ノ三
條項ノ實行ヲ強ク要望シテ本法ノ制
定ニ賛成ス。
一、政府ハ速カニ労働者ノ生活ヲ深
ク考慮セル労働基準法案ヲ次期議
會ニ提出スベシ。
二、官吏ノ待遇改善ニ關シ、内閣ニ
民主的ナル對策委員會ヲ設ケ萬全
ノ處置ヲ講ズベシ。
三、政府ハ本法施行ノ時日ニ就キ、
官吏並ニ一般公益事業従業員ノ
人格ヲ尊重シ、宜シク深甚ナル政
治的考慮ヲ爲スベシ。
此ノ附帶決議ニ對シマシテ、政府ヲ代
表シテ河合厚生大臣ヨリ、誠意ヲ以テ
實行スベキ旨ノ言明ヲセラレタ次第デ
アリマス(拍手)
以上ヲ以テマシシテ委員長ノ報告ヲ終
ルノデアリマスルガ、最後ニ一言以上
ヲ要約シテ申上ゲマス、元來本法案第
三十八條ノ官吏ノ爭議禁止ニ付テ
ハ、本年初頭ニ於ケル一部官吏ノ労働
運動ノ其ノ動向ガ、動モスレバ急激ニ
趨リ、世人ノ信用ヲ得ルニ至ラナカ
タコトガ、此ノ條項ノ挿入ヲ見ルニ至
ツタ原因デアルト存ジマス、且ツ官公
吏ノ「ストライキ」ガ、經濟的原因カラ
延イテハ政治的ニ發展シ、是ガ爲ニ内
閣倒壞ヲ來スナドノ不祥事ヲ惹起スコ
トヲ當局ガ恐レタ結果デアラウト想像
致シマス、ソレ故ニ將來官吏ノ労働

運動ガ、眞ニ秩序ト品位ヲ保チ、世人
ノ信用ヲ得ルニ至リマシテ、此ノ官公
吏自ラノ信用回復ノ原因トナツテ、第
三十八條ガ自然ト社會ヨリ不要ナ條項
ナリト認識セラル、ニ至ル日ノ來ラン
コトヲ、心カラ御祈リスル次第デアリ
マス(拍手)

次ニ本法案ヲ一言ニシテ申シマスル
ナラバ、労働關係調整法案ハ、既ニ施
行サレテ居リマスル所ノ労働組合法
ト、今秋ノ臨時議會ニ提案サレル約東
ノ労働基準法案ノ此ノ三ツガ揃ツテ一
組トナルノデアリマス、完備シタ労働
立法トナルノデアリマス、丁度労働組
合法ト労働基準法ハ車ノ兩輪ノヤウナ
モノデアリマス、其ノ何レガナクテモ
運轉ハ出來マセス、此ノ調整法ハ其ノ
兩輪ヲ支ヘル所ノ「シャフト」ノ役ヲス
ルノデアリマス(拍手)此ノ「シャフト」ノ
作用ニ依ツテ、車ノ兩輪ハ滑カニ活動
スルコトガ出來ルノデアリマス(拍手)
即チ此ノ三法律ノ完備スルコトハ、我
ガ國勢史上劃期的ナモノデアリマシ
テ、労働者諸君ノ文化ト生活水準ハ改
善サレ、健康ト幸福ノ向上ハ蓋シ大ナ
ルモノガアルコトヲ信ジテ疑ハナイノ
デアリマス(拍手)仍テ政府ハ附帶決議
ノ如ク労働基準法ヲ次期議會ニ提出ス
ルト共ニ、本法施行ノ時日ニ付キマシ
テモ、官吏ノ人格ト自尊心トヲ尊重シ
基調法ノ施行ト相俟ツテ行ハレルヤ
ウ、深甚ノ考慮ヲナスベキデアリマス
(拍手)

(拍手)

○議長(山崎猛君) 討論ノ通告ガアリ
マス、之ヲ許シマス——荒畑勝三君

【荒畑勝三君登壇】

○荒畑勝三君 日本社會黨ハ本法案ニ
全面的ニ反對致シテ居リマス、私ハ黨
ヲ代表致シマシテ反對ノ理由ヲ申述ベ

タイト存ジマス
我々ガ本法案ニ反對致シマスル理由
ノ第一ハ、是ガ労働運動ノ上ニ加ヘラ
レントスル新シイ治安維持法デアアルカ
ラデアアル(拍手)而モ此ノ法案タルヤ、
産業平和ノ維持デアルトカ、或ハ經濟
ノ興隆ト云フヤウナ、如何ニモ尤モラ
シイ、耳障リノ好イ形ニ、甘い糖衣ヲ
以テ包ンダ毒藥ナノデアアル、私ハ社會
運動ニ身ヲ投ジテ四十餘年、未ダ曾テ
斯クノ如キ労働階級ノ上ニ加ヘラレタ
皮肉ナ「ブルジョア」的偽善ヲ見タコ
トガアリマセス(拍手)反對ノ第二ノ
理由ハ、本法案ガ労働階級ニ對スル支
配階級ノ根強イ不信ト猜疑トヲ其ノ根
本ニ藏シテ居ルコトデアアル、即チ本法
案ノ根柢ニハ、労働爭議ト云フモノハ
労働者ガ貪慾ダカラ起ルノデアアル、或
ハ一部少數ノ指導者ガ徒ラニ大家ヲ煽
動シテ平地ニ波瀾ヲ起サセルモノデア
ルト云フ觀念ガ潜シテ居ル、思想的ニ
ハ、本法案ハ労働組合法ト並行シテ、
所謂企業權ト労働權トノ均衡ヲ保ツト
云フヤウナ、如何ニモ公正ノ外見ヲ與
フルモノデアリマスガ、併シ客觀的、
批判的ニ支配階級ノ意圖ヲ解剖致シマ
スルナラバ、是ガ本質上、産業革命後
ニ英國ニ行ハレマシタ團結禁止法、或
ハ大革命ノ後ニ「フランス」ニ施行サ
レマシタ「ル・シャブリエ」法ノヤウ
ナ、労働階級ニ對スル支配階級ノ不信
ト猜疑ニ出デタモノダト斷ゼザルヲ得
ナイノデアリマス(拍手)第三ノ理由
ハ、本法案ノ目的ガ労働爭議ノ豫防ニ
依ツテ産業ノ平和ヲ維持スルニアルト
言フニモ拘ラズ、是ガ當ニ爭議ヲ防止
スルニ足リナイバカリデナク、労働者
ノ基本的權利ヲ抑壓シ、自由ヲ拘束ス
ルモノデアツテ、サウシテ其ノ結果ハ

獨リ産業ノ平和ヲ維持シ得ザルノミデ
ナク、却テ正反對ノ結果ヲ誘發スルニ
十分ナルモノデアルト考フルカラデア
リマス(拍手)
抑、爭議ノ發生ヲ豫防セント致シマ
スルナラバ、其ノ原因ヲ探求シ、是ガ
除去ニ努ムルノデナケレバ、決シテ所
期ノ目的ヲ達スルコトノ出來ナイコト
ハ明白ナ事實デアリマス、然ルニ今日
頻發致シテ居リマスル労働爭議ノ主因
ガ何處ニアルカト申シマスナラバ、是
ハ厚生省自身ノ調査ニ依ツテ明白デア
リマスル通りニ、生活不安ト云フコト
ガ其ノ根本ノ理由デアリマス、例ヘバ
賃金増加ト生活不安、此ノ要求ガ爭議
ノ第一位ヲ占メテ居ル、三百六十二件
ノ中二百九十一件、殆ド八〇%ヲ占メ
テ居ルト云フ事實ニ依ツテ、生活不安
ト云フ此ノ根本原因ガ除去サレナケレ
バ、決シテ労働爭議ヲ豫防スルコトモ
解決スルコトモ出來ナイト云フコトハ
明白デアリマス(拍手)今日ノヤウナ
「インフレーション」時代ニ、労働階級
及ビ勤勞大衆ガ生活不安ノ渦卷ノ中ニ
身ヲ曝シテ居ツテ、多少デモ其ノ條件
ヲ緩和セント致シマスナラバ、労働爭
議ニ懸フル外ニ途ハナイノデアリマ
ス、何處ニ懸フルコトガ出來マスカ、
何處ニ解決ヲ求メルコトガ出來マス
カ、資本家階級ハ決シテ道理ニ服シ
テ、労働者ガ默ツテオトナシクシテ居
テモ、條件ノ緩和ヲ圖ツテヤルヤウナ
實例ハ未ダ曾テ見タコトガナイノデア
ル、現ニ厚生省自身ガ六大都市ニ於ケ
ル工業ノ男工平均賃金ヲ調べタ所ニ依
ツテモ、本年二月ノ平均賃金ハ、前年
十月ニ比シテ約三倍、前月ニ比シテ百
分ノ九ノ増加ヲ示シテ居ルノデアリマ

スガ、併シ此ノ増加ハ悉ク勞働爭議ノ結果起ツテ居ルモノデアル、決シテ資本家ガ一般ノ勞働者ノ賃金ヲ引上ゲタモノデハアリマセヌ、即チ言葉ヲ換ヘテ申スナラバ爭議ヲ行ハナケレバ、賃金ノ増加ニ依ツテ生活不安ヲ克服スルコトハ出來ナイト云フ事實ヲ、厚生省自ラガ證明シテ居ルノデアル(拍手)

此ノ勞働不安、生活不安、勞働者ガ爭議ニ依リ以テ自己ノ生活條件ヲ改善スル途ハナイト云フ此ノ條件ハ、是ガ今日ノ爭議頻發ノ原因デアリマシテ、此ノ條件ハ決シテ一部ニ限ラレテ居ルノデハアリマセヌ、全産業ニ互ツテ普遍的ニ行ハレテ居ル現象デアリマシテ、是ハ決シテ公益事業デアルカラ、或ハ官公吏デアルカラト云フ除外例ヲ見ルコトハ出來ナイノデアリマセヌ、本法案ノ眼目ハ、公益事業ノ爭議ノ制限、官公吏ノ爭議ノ禁止、是等ガ本法案ノ眼目デアリマシテ、他ハ悉ク附ケ足リニ過ギナイ、所ガ爭議權ハ勞働組合ニ依ツテ確認サレタ勞働者ノ基本權利デアツテ、勞働力ガ一箇ノ商品トシテ扱ハレテ居リマセヌ、資本主義制度ノ下ニ於テハ、爭議權ノ確保ガナクシテハ、勞働者ハ商品デアル所ノ其ノ勞働力ヲ有利ニ取引スルコトハ出來ナイノデアリマセヌ、今日ノ社會狀態ノ下ニ於テハ、爭議權ト勞働權トハ不可分ノ關係ニアル、隨テ斯クノ如キ狀態ノ下ニ於テ獨リ爭議權ノミヲ禁止スルコト云フコトハ、延ビテ勞働權ノ禁止及ビ生活權ノ剝奪ニ外ナラヌモノト考ヘルノデアリマセヌ(拍手)若シ公益事業ノ従業員若シハ官吏デアルガ故ニ、其ノ正當ノ權利デアアル爭議ヲ抑制サレナケレバナラナイト致シマスナラバ、斯カラ勞働者及ビ勤勞階級ニ對シテハ、生活ノ保障ガ代償トシテ與ヘラレテ居ナケレバナラナイ

「其ノ通りダ」條件附ダ」風呂敷ノ内容ガ貧弱ダ」ト呼ビ其ノ他發言スル者多シ

○議長(山崎猛君) 私語ヲ禁ジマス——私語ヲ禁ジマス

○荒畑勝三君(續) 若シ勞働者及ビ勤勞者ガ生活スル上ニ、其ノ勞働權ト不可分ノ關係ニアル所ノ爭議權ヲ引渡サナケレバナラナイト致シマスナラバ、爭議スル必要ノナイ生活ノ保障ヲ與ヘラレナケレバナラナイ(拍手)然ルニ政府ノ致シテ居リマスル所ハ、失業ニ重スルニ失業ヲ以テシテ、サウシテ賃金ノ競争、生活水準ノ低下ヲ目指シテ居ルヤウナ政策バカリヲヤツテ居ルノデアリ、斯様ナ狀態ニ勞働階級、勤勞大衆ヲ曝シテ置キタルト云フコトハ、勞働階級及ビ勤勞大衆ノ手足ヲ縛シテ、之ヲ資本家階級ノ足下ニ投出スモノト云ハナケレバナラナイ(拍手)爭議權モ——勞働爭議モ勞資間ニ於ケル戰爭デアル、然ラバ其ノ成否勝敗ハ、戰略的ナ時期ニ依リ所ガ大デアリマセヌ、本法案ニ於テ公益事業ノ爭議ニ三十日間ノ制限ヲ附シテ居ルト云フコトハ、此ノ戰略的ナ時期ヲ無効ニ歸セシメルモノデアリマシテ、政府ハ之ヲ單ニ拔打爭議ヲ豫防スルモノデアラ豫告期間ニ過ギナイ、斯ウ言ツテ居リマスルガ、政府ノ主觀的意圖ハ開ラ見マシテ、實際上爭議權ノ剝奪ニ外ナラナイト感ズルノデアリマセヌ(拍手)

況ヤ此ノ三十日間ノ期間、勞働者ハ何ヲスルコトモ出來ナイノデアアルガ、資本家ハ之ニ反シテ凡ニ自由ヲ持ツテ居

ル、此ノ不利ナ條件ニ對シテ、勞働者ニ何ノ保障モ與ヘラレテ居ナラナイノデアリマセヌ、又此ノ規定ガ本當ニ拔打爭議ヲ阻止スルコト云フ豫告期間タルノ目的以上ニ出ナイトスルナラバ、必ズシモ法律ニ依リテ必要ハアリマセヌ、寧ろ勞働組合ノ自主的措置ニ委ネルニ如クハナイノデアリマセヌ、勞資間ハ協定セラレル團體協約或ハ經營協議會ノヤウナ機關ハ、即チ實ニ斯ウ云フ問題ノ自主的解決ニ資スベキモノデアリマセヌ(拍手)政府ハ公益事業ノ爭議制限ヲ外國デモサウデアアル、外國ノ如キハ六日モヤツテ居ルノニ、日本デハ三十日位デアルカラ、却テ輕イ條件ナラデアルト云フヤウナコトヲ申シテ居リマスルガ、是ハ勞働組合ガ強大組織ニ發達シ、其ノ背後ニ強大ナ政黨ヲ有シテ居ル外國ト、日本ノマダ幼弱ナ勞働組合ト同視シテ居ルモノデアアル、河合厚生大臣ハ、此ノ法律ハ勞働組合法ト並行シテ行ハルベキモノデアアルト云ツテ居ル、即チ之ニ依ツテ彼等ハ「バランス・オブ・パワー」——資本家ト勞働者トノ勢力均衡ヲ圖ラウトスルノガ政府ノ意圖デアアルコトハ間違ヒナ

イ、併シナガラ是ハ「ライオン」モ四足獸ナラ羊モ四足獸ダ、同ジ平等ナ四足獸デアアルト云フヤウナ抽象的ナ觀念ニ過ギナイノデアリマセヌ、彼等ハ——政府ハ、食ハレル四足獸ト、食フ四足獸トノ具體的ナ區別ヲ無視シテ居ルノデアアル(拍手)

官公吏ノ爭議ハ政治運動ニ利用セラ

ル、危險ガアル、官僚獨裁ノ弊ヲ常ニ

叫ンデ居ル社會黨ガ之ニ反對スルノハ

解シ兼ねルト云フモノガアリマセヌ、併シ

ナガラ我々ハ斯様ナ見解ニハ絕對ニ反

對スルモノデアアル、我々ハ斯ウ云フコ

トニ戒心シナケレバナラナイ、上層ノ支配的ナ少數ノ官僚ガ、此ノ爭議ヲ政治運動ニ利用スルコトニ對シテハ國民ハ監視シナケレバナラナイ、警戒シナケレバナラナイ、併シナガラ

斯クノ如キ弊害ヲ豫防シ、除去スル爲ニハ、官公吏ノ間ニ自由ナル完全ナル勞働組合ノ權利ヲ與ヘナケレバナラナイノデアアル(拍手)之ニ依リ官公吏ノ間ニ「プロレタリア」的ノ意識ヲ注入シ、民主主義的意識ヲ發達サセルコトニ依ツテ、初メテ上層ノ支配的ナ官僚ノ非民主主義的ナ行動ニ對シテ、民主主義的ナ一般官公吏ノ批判ト抑制トヲ加ヘルコトガ出來ルノデアリマセヌ(拍手)是レ以外ニ官僚民主主義化ノ方法ハアルモノデハナイノデアアル、現ニ前ヨロロ「大戦」後ニ起リマシタ所ノ「ドイッ」ノ官吏總同盟ノ如キハ、社會民主黨ノ政權ニ反對シテ起ツタ「カッパ」ノ反民主的ナ一揆ニ對シテ、社會民主黨及ビ勞働組合ガ一致提携シテ是ガ打倒ニ盡シタルデアアル、我々ハ官公吏ガ反民主主義的ナ陰謀ニ對シテ、之ヲ打倒スル爲ニ其ノ爭議ヲ政治運動ニ利用スルコトニ對シテ、毫モ反對スベキ理由ハナイ(拍手)寧ろ是コソ我々國民ノ權利デアツテ、民主主義ヲ擁護スル爲ニハ、官公吏ハ如何ナル手段ニ出ヤウトモ毫モ憚ル所ハナイノデアリマセヌ(拍手)況ヤ官公吏ハ一般企業ノ勞働者ヨリモ却テ劣惡ナ狀態ニア

ルノデアアル、現ニ七月増給ノ如キモ未ダニ實施サレナイ狀態ニアル、斯様ニ一般ノ企業ノ勞働者ヨリモ劣惡ノ狀態ニ置キナガラ、獨リ其ノ爭議權ヲ否認スルコト云フガ如キハ、當ニ不合理デア

ルバカリデナク、無慈悲ナ處置デアアルト云ハザルヲ得ナイ(拍手)

産業復興ノ爲ニハ、階級闘争ヲ排シテ勞資ガ協調シナケレバナラナイト云フ連中ガアル(其ノ通り)勞働組合法案ヲ毒殺シタ元兇トシテ、今日尙ホ勞働階級ノ記憶ニ新ナル國際務大臣ヲ初メトシテ、サウ云フ論者ハ少クナイノデアアル、併シナガラ階級闘争ハ、論者ガ好ムト好マザルトニ拘ラズ、資本主義制ノ階級社會ニアツテハ不可避ナノ如何トモスルコトガ出來ナイ

(拍手)此ノ階級闘争ノ發展ガ、組織勞働者ヲシテ今日三百萬ノ大勢力ヲラシメテ居ルノデアアル、社會黨ヲシテ院內ニ於ケル一大勢力ヲラシメテ居ルノデアアル(嘘ヲ言ヘ)ト呼ブ者アリ(民主主義トハ——民主主義トハ、即チ此ノ階

級闘争トシテ居ルモノデアアル、決シテ資本家ガ一般ノ勞働者ノ賃金ヲ引上ゲタモノデハアリマセヌ、即チ言葉ヲ換ヘテ申スナラバ爭議ヲ行ハナケレバ、賃金ノ増加ニ依ツテ生活不安ヲ克服スルコトハ出來ナイト云フ事實ヲ、厚生省自ラガ證明シテ居ルノデアル(拍手)

此ノ勞働不安、生活不安、勞働者ガ爭議ニ依リ以テ自己ノ生活條件ヲ改善スル途ハナイト云フ此ノ條件ハ、是ガ今日ノ爭議頻發ノ原因デアリマシテ、此ノ條件ハ決シテ一部ニ限ラレテ居ルノデハアリマセヌ、全産業ニ互ツテ普遍的ニ行ハレテ居ル現象デアリマシテ、是ハ決シテ公益事業デアルカラ、或ハ官公吏デアルカラト云フ除外例ヲ見ルコトハ出來ナイノデアリマセヌ、本法案ノ眼目ハ、公益事業ノ爭議ノ制限、官公吏ノ爭議ノ禁止、是等ガ本法案ノ眼目デアリマシテ、他ハ悉ク附ケ足リニ過ギナイ、所ガ爭議權ハ勞働組合ニ依ツテ確認サレタ勞働者ノ基本權利デアツテ、勞働力ガ一箇ノ商品トシテ扱ハレテ居リマセヌ、資本主義制度ノ下ニ於テハ、爭議權ノ確保ガナクシテハ、勞働者ハ商品デアル所ノ其ノ勞働力ヲ有利ニ取引スルコトハ出來ナイノデアリマセヌ、今日ノ社會狀態ノ下ニ於テハ、爭議權ト勞働權トハ不可分ノ關係ニアル、隨テ斯クノ如キ狀態ノ下ニ於テ獨リ爭議權ノミヲ禁止スルコト云フコトハ、延ビテ勞働權ノ禁止及ビ生活權ノ剝奪ニ外ナラヌモノト考ヘルノデアリマセヌ(拍手)若シ公益事業ノ従業員若シハ官吏デアルガ故ニ、其ノ正當ノ權利デアアル爭議ヲ抑制サレナケレバナラナイト致シマスナラバ、斯カラ勞働者及ビ勤勞階級ニ對シテハ、生活ノ保障ガ代償トシテ與ヘラレテ居ナケレバナラナイ

「其ノ通りダ」條件附ダ」風呂敷ノ内容ガ貧弱ダ」ト呼ビ其ノ他發言スル者多シ

○議長(山崎猛君) 私語ヲ禁ジマス——私語ヲ禁ジマス

○荒畑勝三君(續) 若シ勞働者及ビ勤勞者ガ生活スル上ニ、其ノ勞働權ト不可分ノ關係ニアル所ノ爭議權ヲ引渡サナケレバナラナイト致シマスナラバ、爭議スル必要ノナイ生活ノ保障ヲ與ヘラレナケレバナラナイ(拍手)然ルニ政府ノ致シテ居リマスル所ハ、失業ニ重スルニ失業ヲ以テシテ、サウシテ賃金ノ競争、生活水準ノ低下ヲ目指シテ居ルヤウナ政策バカリヲヤツテ居ルノデアリ、斯様ナ狀態ニ勞働階級、勤勞大衆ヲ曝シテ置キタルト云フコトハ、勞働階級及ビ勤勞大衆ノ手足ヲ縛シテ、之ヲ資本家階級ノ足下ニ投出スモノト云ハナケレバナラナイ(拍手)爭議權モ——勞働爭議モ勞資間ニ於ケル戰爭デアル、然ラバ其ノ成否勝敗ハ、戰略的ナ時期ニ依リ所ガ大デアリマセヌ、本法案ニ於テ公益事業ノ爭議ニ三十日間ノ制限ヲ附シテ居ルト云フコトハ、此ノ戰略的ナ時期ヲ無効ニ歸セシメルモノデアリマシテ、政府ハ之ヲ單ニ拔打爭議ヲ豫防スルモノデアラ豫告期間ニ過ギナイ、斯ウ言ツテ居リマスルガ、政府ノ主觀的意圖ハ開ラ見マシテ、實際上爭議權ノ剝奪ニ外ナラナイト感ズルノデアリマセヌ(拍手)

況ヤ此ノ三十日間ノ期間、勞働者ハ何ヲスルコトモ出來ナイノデアアルガ、資本家ハ之ニ反シテ凡ニ自由ヲ持ツテ居

ル、此ノ不利ナ條件ニ對シテ、勞働者ニ何ノ保障モ與ヘラレテ居ナラナイノデアリマセヌ、又此ノ規定ガ本當ニ拔打爭議ヲ阻止スルコト云フ豫告期間タルノ目的以上ニ出ナイトスルナラバ、必ズシモ法律ニ依リテ必要ハアリマセヌ、寧ろ勞働組合ノ自主的措置ニ委ネルニ如クハナイノデアリマセヌ、勞資間ハ協定セラレル團體協約或ハ經營協議會ノヤウナ機關ハ、即チ實ニ斯ウ云フ問題ノ自主的解決ニ資スベキモノデアリマセヌ(拍手)政府ハ公益事業ノ爭議制限ヲ外國デモサウデアアル、外國ノ如キハ六日モヤツテ居ルノニ、日本デハ三十日位デアルカラ、却テ輕イ條件ナラデアルト云フヤウナコトヲ申シテ居リマスルガ、是ハ勞働組合ガ強大組織ニ發達シ、其ノ背後ニ強大ナ政黨ヲ有シテ居ル外國ト、日本ノマダ幼弱ナ勞働組合ト同視シテ居ルモノデアアル、河合厚生大臣ハ、此ノ法律ハ勞働組合法ト並行シテ行ハルベキモノデアアルト云ツテ居ル、即チ之ニ依ツテ彼等ハ「バランス・オブ・パワー」——資本家ト勞働者トノ勢力均衡ヲ圖ラウトスルノガ政府ノ意圖デアアルコトハ間違ヒナ

イ、併シナガラ是ハ「ライオン」モ四足獸ナラ羊モ四足獸ダ、同ジ平等ナ四足獸デアアルト云フヤウナ抽象的ナ觀念ニ過ギナイノデアリマセヌ、彼等ハ——政府ハ、食ハレル四足獸ト、食フ四足獸トノ具體的ナ區別ヲ無視シテ居ルノデアアル(拍手)

級闘争ノ嚴然タル事實ヲ認メテ……

「共產黨ガ多イゾ」ト呼ビ其ノ他
發言スルモノアリ」

○議長(山崎猛君) 靜肅ニ 諸君、

「彌次ガ出テ居ル間絶對ニヤル
ナ」彌次ニ征服サレタカ」ト呼ビ
其ノ他發言スル者アリ」

○荒畑勝三君(續) 彌次ヲ默殺シテ居
ルンダ(拍手)民主主義トハ、此ノ階級
闘争ノ嚴然タル事實ヲ認メテ、此ノ階級
闘争ヲ平和合法ナル軌道ノ上ニ遂行セン
トスル態勢ニ外ナラナイノデアル、勞
資協調ノ耳障リ好キ言葉ヲ以テ階級闘
争ヲシテ來タ「ブルジョアジ」ト其ノ
一黨一派コソ、日本ノ國情ヲ今日ノ如
キ亡國狀態ニ陥レタ戰犯第一級者ダ
(ノノ)「社會黨デ戰時中儲ケタ連
中ハドウナンダ」ト呼ビ其ノ他發言ス
ル者アリ、拍手」愚圖々々言フト演說
ノ時間ガ長クナル(笑聲)

日本ヲ現在ノ亡國狀態カラ建直シ
テ、七千萬同胞ヲ塗炭ノ苦シミカラ救
フ爲ニ、産業ヲ復興シ、生産ヲ再建ス
ル上ニハ、當面労働、資本、技術ノ協
力ガ必要ナルコトハ勿論デアリマス、
併シナカラ終戦後滿一年ノ今日マス、尙
ホ依然トシテ過去ニ於ケルト同ジヤウ
ニ、協調ヲ棄リ、協力ヲ拒ンデ居ルモ
ノハ資本家自身デハナイカ(拍手)終戦
ト同時ニ倉皇トシテ労働者ヲ蹴リシ、
流石ノ政府ヲシテ已ム得ズ警告ヲ發
セザルヲ得ザラシメタモノハ資本家デ
ハナイカ(拍手)労働階級ガ名目賃金ノ
増加ニモ拘ラズ、物價ノ騰貴ノ爲ニ生
活愈々窮迫ヲ告ゲテ居ル時ニ、獨リ
「インフレーション」ニ依ル資材ノ値上
リデ巨利ヲ博シテ居ルノモ亦資本家デ
ハナイカ(拍手)是デドウシテ協調和合ノ

實ヲ擧ゲルコトガ出來ルノデアルカ、

資本家ノ目的ガ利潤追求ニアルニ反シ
テ、労働者ハ生活ノ爲ニハ否デモ應デ
モ働カザルヲ得ナイノデアル、此ノ生
活ノ爲ノ労働ニ、民主主義日本再建ノ
明白ナル目的ト理想トヲ附與スルコト
ガ、今日政局ヲ擔當スル爲政者
ノ第一ニシナケレバナラヌ任務
デアル、然ルニ政府ノ致ス所ヲ
見レバ、労働者ノ必死ノ要求デアル生
産管理ヲ否定シ、已ム得ザルニ出デタ
爭議ヲ抑制セントシテ居ルノデアル、
政府ニ勸告スルガ、官公吏ガ全部總罷
業ニ出デヤウトモ、或ハ公益事業ノ勞
働者ガ悉ク産業ヲ癱瘓サセヤウトモ、
毫モ御心配ニハ及バナイ、ナゼナラバ
諸君ハ孜々トシテ、銳意努力シテ失業
者ノ増大ヲ圖ツテ居ルデハナイカ(拍
手)官公吏ト……(馬鹿ヲ言ハ)「何ヲ
言ツテ居ル」何ダ」ト呼ビ其ノ他發
言スル者アリ」何ガ何ダ……

○議長(山崎猛君) 靜肅ニ
○荒畑勝三君(續) 默ツテ聴ケ、官公
吏ト公益事業ノ従業員ヲ合シテ百五十
萬ト云フデヤナイカ、然ルニ諸君ハ今
年中ニハ五百萬ノ手持ノ失業者ヲ控ヘ
ヤウトシテ居ルノデアル、ソレヲ諸君
ハ一生懸命作りツ、アルノデアル、サ
ウシタナラバ假令全部ガ總罷業ニ出タ
トシテモ、諸君ハ手持ノ産業豫備軍ニ
依ツテ之ヲ優ニ埋合セルコトガ出來ル
ノデアルカラ、餘リ御心配ハシナイ方
ガ宜イ

今日労働階級ガ本法案ニ對シテ全面
的ニ反對シテ居ル所以ハ、現内閣ノ資
本家の性格ニ對スル不信任ニ外ナラナ
イ、労働階級ガ當面シツ、アル難問題
ノ山積ヲ顧ミルガ宜シイ、企業ノ整

備、賠償工場ノ撤去ニ因ル大量失業、

就職ノ困難ト賃金ノ競争、生活水準ノ
一般低下、是等ノ問題ガ今や労働階級
ヲ脅カシツ、アル、労働階級ガ嘗メテ
居ル所ノ此ノ煉獄ノ苦シミハ誰ガ起シ
タノデモナイ、此ノ無謀ナ戰爭ヲ惹起
シ、此ノ戰爭ニ依ツテ利益ニ均霑シテ
來タ官僚ト「ブルジョアジ」ト責任
デハナイカ(拍手)今労働階級ハ心血ヲ
絞ツテ諸君ニ進言ヲシテ居ルノデア
ル、然ルニ政府ハ此ノ労働階級ノ犠牲、
苦痛ヲ毫モ察スルコトナクシテ、更ニ
此ノ労働階級ヲ奴隸的狀態ニ陥レント
シテ居ルノガ、即チ本法ノ眞目的ナノ
デアル、現ニ諸國務大臣ハ、労働者ヲ
首切ル上ニ於テ情ヲ容赦ヲ掛ケルナト
放言シテ居ルノデアル、之ヲ以テ見テ
モ、労働階級ガ、此ノ法律ノ目的ガ表
面ノ口實ハ如何トモアレ、其ノ實質ニ
於テ労働階級ヲ奴隸化セントスル治安
維持法デアルト観念ヲ抱イテ居ルコ
トハ正當デアルト思フノデアル(拍手)

此處ニ積ンデアル諸君ヲ見ルガ宜シ
イ(役者ノヤウナコトヲスルナ)芝居
掛リハ止セ」ト呼ブ者アリ」何ガ芝居
ダ、是ハ労働者ノ血ダゾ、労働者ノ涙
ダゾ(拍手)此ノ中ニハ……此ノ中ニハ
全國官公職員労働組合協議會約五千人
ノ反對ノ署名ガアル、又此ノ中ニハ東
芝労働組合聯合會一萬五千名ノ反對
ノ署名ガアル(拍手)細カク申セバ、日
本交通運輸労働組合同盟、東京都従業
員組合水道部、商工省職員組合、東京
都職員組合、戰災復興院職員組合、全
國氣象職員組合、全海軍官廳従業員組
合、文部省職員組合、東京都勤務職員
組合、王子工場従業員組合、全國財
務職員組合、農林省職員組合、會計檢
査院職員組合、東芝労働組合關東聯合

會、其ノ他小サナ組合ノ數ハ算フルコ
トガ出來ナイ程アル(全部讀メ)ト呼
ビ其ノ他發言スル者アリ」諸君法律ノ
制定ニ當ツテ……法律ノ制定ニ當ツ
テ、會テ普通選舉法案ノヤウニ、是非
之ヲ通過シテ呉レ、制定シテ呉レト云
フ諸君署名ガ山積シタコトハ聞イテ居
リマス、併シナカラ或ル法律ノ制定ニ
對シテ國民ノ間カラ、全國一千萬ノ勞
働階級ガ唯一ノ人ノ如ク結束シテ、組織
的反對運動ヲ起シタ例ガ曾テアッタデ
アリマセウカ(拍手)産業ノ平和ヲ維持
スル、サウシテ生産ヲ復興スル、民主
主義日本ヲ再建スル、斯ウ云フ大事業
ハ、労働階級ノ全面的ナ信頼ト、心服
ト、協力ナクシテハ不可能デアル(拍
手)其ノ労働階級ノ左右ニ間ハズ「イ
デオロギー」ヲ論ゼズ、唯一人ノ如ク
ニ結束シテ反對シテ居ル現在ノ事實ヲ
壓シ殺シテ、本法ヲ強制致シマシテ、
果シテ本法ノ目的トスル所ガ實現出來
ルカドウカ(拍手)此ノ反對ヲ無理ヤリ
ニ抑ヘ付ケテ、唯法律ノ強力ニ依ツテ
之ヲ強ヒントスルノハ「ファシスト」
流ノ壓制政治デアルト評スル者モナイ
トハ限リマセヌ(拍手)若シ斯ウ云フ全
面的反對ヲ押切ツテ本法案ヲ實施ヲ強
行スルナラバ、其ノ労働者ニ及ボス所
ノ心理的影響ノ恐レベキコトハ、
産業ノ復興ニ取返シノ付カナイ
支障ヲ來スニ違ヒナイ(拍手)本法
案ノ強行ハ、労働階級ノ生産ニ
對スル熱意ニ、三斗ノ冷水ヲ浴
セ掛ケルモノデアル、サウシテ其ノ
貴重ナル協力ト創意トヲ窒息セシメ
テ、平和合法的ニ行ハルベキ爭議ヲシ
テ、却テ非合法的ナ方向ニ已ムヲ得ズ
趨ラシメテ、本法案ノ目的トスル産業
平和ノ維持トハ凡ソ正反對ナル、憂懼

スベキ社會的狀態ヲ生ミ出スコトハ、

火ヲ賭ルヨリモ明カデアリマス(拍手)
労働者ハ手段方法ニ富ンデ居ル、勞
働組合ノ武器ニハ、謂ハル火繩銃カラ
原子爆彈マデモ含ンデ居ルノデアル、
斯様ナ法律ヲシテ空文ニ歸セシメルガ
如キコトナキヤウ政府ハ能ク銘記シテ
置カザラバ、直チニ斯様ナ労働運動ニ
對スル治安維持法トモ言フベキ惡法案
ヲ撤回シテ、信ヲ労働階級ノ腹中ニ置
イテ、労働階級ノ前ニ誠意ト熱情トヲ
吐露シテ、其ノ全面的ナ協力ヲ求ムベ
キデアリマス(拍手)日本ノ労働階級
ハ、其ノ犠牲ト窮乏ト努力ト發奮ト
ガ、若シ本當ニ愛スベキ祖國ノ民主的
再建ニ必要デアルナラバ、之ヲ忍ビ
決シテ躊躇スルモノデハナリマセズ、
併シテガ其ノ意思ニ反シテ奴隸的狀
態ヲ強制セラレルコトハ、斷ジテ肯シ
ズルモノデハナイノデアル

私ハ最後ニ本法案ニ御賛成ノ進歩黨
及ビ自由黨ノ諸君ニ一言ス、先日ノ
本法案委員會ニ於ケル……(失敬
ナコトヲ言フナ)ト呼ビ其ノ他發言スル
者多シ(愚圖々々言フ内ハ默ツテ居ル
ヨ)「默ツテロ」ト呼ブ者アリ」ア、默ツ
テルヨ

○議長(山崎猛君) 私語ニ應酬スルコ
トハヤメラレンコトヲ望ミマス
○荒畑勝三君(續) 言ハレルコトガ怖
イノカナ——過日ノ本法案委員會ニ於
ケル最終討議ニ際シテ、進歩黨ノ代表
委員ノ方ハ、爭議調停法ハ外國ニモ存
シテ居ル所デアル、勞働法ノ制定ハ、
日本ノ労働組合ガ世界労働組合聯合ニ
加入シ得ル基礎條件デアルト云フ意味

ヲ御述べニナツタ、然ルニ全世界勞働組合聯盟ノ、勞働者ノ根本權利ニ關スル憲章ガ、冒頭ニ明記シ且ツ強調シテ居ル所ハ、自由ニシテ正常の勞働組合活動ヲ行フ勞働者ノ權利ト云フコトデアリマシテ、此ノ勞働組合存立ノ根本權利ノ引渡シハナイノデアリマス、サウシテ此ノ權利ハ、特ニ我が國ノ勞働階級ガ當面シテ居ルヤウナ、史上空前ノ難局ニ置カレマシタ勞働者ニ取ツテ、其ノ生活權ヲ擁護スベキ必須不可缺ノモノデアアル、營ルニ本法案ハ此ノ權利ヲ實際上ニ勞働者カラ剝奪シテ、勞働組合ヲ空文ニ歸セシメントスルモノナルガ故ニ、我々ノ斷乎トシテ反對シテ居ル所ナノデアアル、日本ノ勞働階級ハ、民主主義トハ不可分ナル自主獨立ノ權利ヲ保存センコトヲ要求スルモノデアリマス、假ニ全世界勞働組合聯盟ニ加入スル名譽ヲ得ル爲ニ、本法案ノヤウナ不合理、不正ナ奴隸的條件ヲ甘受シナケレバナラナイトスルナラバ、日本ノ勞働階級ハ寧ロ自由人トシテ孤立スル光榮ヲ選ブニ違ヒアリマセヌ(拍手)又自由黨ノ代表委員ノ方ハ、我が黨ヲ目シマシテ、勞働階級ノ本法案反對論ニ迎合スルモノデアツテ、世論ヲ指導スルモノデハナクテ、却テ世論ヲ指導セラルモノデアアル、斯クシテハ公黨タルノ面目何レニアリヤト仰セニナツタ、私ハ敢テ聲明スルガ、政黨トハ、社會ノ各階級ガ其ノ利害ノ爲ニ鬭爭スル爲ノ機關デアアル、我が黨ハ勞働階級及ビ勤勞大衆ノ利害ト、意思ト、要求トヲ代表シテ闘フコトヲ使命トスルモノデアアル、無產階級政黨ノ指導トハ、即チ此ノ階級ノ利害意思及ビ要求ニ、理論的「ガイダンス」ヲ與フルモノニ外ナ

ラナイノデアアル、我が黨ガ代表スル無產階級ハ、國民ノ九割ヲ占メテ居ル勤勞者デアリ、産業ノ基礎デアリ、生産ノ源泉デアリ、國家ノ支柱デアリ、若シ其ノ意思ト要求トヲ代表スルコトガ世論ニ迎合シ、世論ヲ指導セラル所以デアルト致スナラバ、私ハ敢テ御尋ネシヨウト思フ、此ノ階級ノ外ノ、國民ノ一小部分ニ過ぎザル資本家階級及ビ其ノ家ノ子郎黨ノ意思ニ迎合シ、彼等ノ利害ト命令トニ依ツテ指導セラルハ一體何處ノ何黨デアルカ、是ガ私ノ反對論ノオ終ヒデアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 江崎眞澄君

○江崎眞澄君 昨日本自由黨ノ立場ヨリ、只今討議ニ付セラレマシタル勞働關係調整法案ニ對シ、賛成ノ意ヲ表明致スモノデアリマス(拍手)

只今社會黨ノ荒畑君ハ、一言ニシテ此ノ法案ヲ言ヘバ、勞働者ニ仕合せセザル法案ナリトシテ、全面的ニ反對ヲセラレタノデアリマス、我が黨ニ於キマシテハ、此ノ法案コソ眞ニ健全ナリ、我が國産業ノ再開ヲ促スモノデアリ、産業ノ再開ハ即チ勞働者ノ仕合せヲ齎スモノナリト立場ヲ持スルモノデアリマス、我々ノ抱懷致シマスル見解ヲ率直簡明ニ申述ベレバ、致シマシテ、委員會及ビ只今荒畑君ガ御指摘ニナリマシタ反對ノ條項ニ對シ、我々ノ見解ヲ表明シ、併セテ所信ヲ披瀝致シタイト思フノデアリマス(拍手)

即チ第一ニ本法ヲシテ勞働者ニ對スル一種ノ彈壓法ナリトスル見解デアリマス、勞働者ノ敵デアリ、資本家ノ味方デアルト云フヤウナ、所謂一方の法案デアルト致シマシタナラバ、既ニ本法案ヲ審議スル必要ハ更ニ我々ノ

認メザル所デアリマス(拍手)敗戦後ノ打拉ガレタル日本産業起チ上リノ爲ニ貢獻セル全國勞働者諸君ノ功績ハ、實ニ偉大ナルモノガアリマス、此ノ勤勞大衆ノ生活ヲ無視スル所ニ、斷ジテ政治ハアリ得マセヌ、曾テ我が自由黨ニ於キマシテモ、既ニ結黨當初、全國民八割ノ勤勞大衆ヲ無視シテ政治ナシト、ハツキリ此ノ點ヲ聲明致シテ居ルノデアリマス(拍手)我等亦健全ナル勤勞者諸君ノ熱誠ト、心カラナル支持ニ依ツテ議會ニ送ラレタト云フ信念ハ、正ニ社會黨ノ諸君、其ノ他ノ諸君ト同様ニ固ク之ヲ持シテ居ルノミナラズ(ノノノ)

勞働者諸君ノ仕合せト、其ノ勞働者諸君唯一ノ據點タル、健全ナル勞働組合ノ發展ニ關シマシテハ、又其ノ熱意ニ於テ斷ジテ人後ニ落チザルモノデアリマス(拍手)

諸君、我が國産業界ハ、生産能率ノ高イ施設ノ始メガ賠償ノ對象ニナリ、殘サレタ僅カナ施設ヲ最高度ニ驅使シ、漸クニシテ八千萬同胞ガ、窮乏ト餓死トカラ起チ上ルコトヲ得テ居ルト云フ、極メテ困難ナ狀況ニアリマス、今勞働者ニシテ眞ニ産業復興ノ爲ニスル生産精進ニ進マザル限り、假令鬭爭ニ依ツテ資金ノ増額ヲ得マシテモ、物價ハ之ニ伴ツテ急騰シ、依然トシテ生活ハ樂ニナリ得ナイノデアリマス、此ノ廢墟ト窮乏ト裡ヨリ起チ上リ得ル所ノタツターツツ道ハ、實ニ協働の生産ニアルト云フコトデアリマス(拍手)今日謂フ所ノ經營協議會ハ、速カニ設ケラレナケレバナリマセヌ、資本ニ依ツテ無爲食スル輩ハ須ラク後退シテ、企業ト云フモノハ、企業ノ實體ニ觸ル、者ニ依ツテ指導セラルベキデアリマス、又勞働者ノ合法的經營參加ニ依ル

職場ノ活潑化コソハ、正ニ今後日本産業ニ於ケル根本ノ原則デアリマス(拍手)

本法案ハ此ノ點ニ關シマシテ深ク之ヲ示唆スル所アリ、一般勞働者ノ團結權ヲ否定スルモノデハナク、爭議ノ雙方ニ於テ諒解ヲ得ナカッタ場合ニ、兩者ノ間ニ立ツテ公平ニ調停ヲシ、公正ニ仲裁旋ヲシヨウト云フノデアリマス、斯カル公正中庸ヲ得タル法案ガ何故ニ彈壓法デアルカ(拍手)曾テ善法ヲ以テ惡法ト化セルハ所謂罪閥デアリ、彼等ノ手先デアツタ官僚デアリマス、既ニ御承知ノ如ク憲法モ改正サレントシ、我々ハ眞ニ民主主義時代ニ入ツタノデアリマス、今日尙ホ、法ヲ用フル者ハ之ヲ惡法トナス憂ヒアリト杞憂スルガ如キハ、口ニ民主主義ヲ唱ヘナガラ、尙且ツ自ラノ眼ト自ラノ腕トヲ信ズル能ハザル人ノ舊觀念ノ暴露デアリマス(拍手)

本法案ヲ彈壓法ト稱スル問題ニ關聯致シマシテ、公益事業ニ於ケル爭議開始マデノ三十日間ノ豫備期間ヲ、ヤハリ事前ノ彈壓デアルト荒畑君ハ只今稱セラレマシタ、又爭議ニハ戰術ヲ要シ、戰術ニハ機先ヲ制スル必要ガアルト云フ議論モアリマス、併シ彼ノ投打チ行爲、即チ眞珠灣爆撃ノ暴舉ハ、齊シク世界ノ憤激ヲ買ツタノデアリマス、是ハ國際關係ニ於ケル場合デアリマス、國內關係ニ於ケル場合デアリマス、平和的日常生活ニ於テ、公衆ノ利益ヲ無視スル所謂投打爭議ナドハ、斷ジテ許サルベキモノデハナイノデアリマス(拍手)併シナガラ此ノ物價騰貴ト食糧不足トニ、生活ノ危機ニ曝サレタ勤勞大衆ノ血ノ叫ビハ、ヤハリ之ヲ聴カナケレバナラナイノデアリマス、此

ノ叫ビヲ能ク聴クコトハ、即チ國民ガ最モ身近ニ被害ヲ被ル公益事業ノ爭議發生ヲ豫メ知ルコトニ依ツテ、沁々ト知ルコトガ出來ルノデアリマス(拍手)

從業員ノ要求ガ眞ニ正シキモノデアラナラバ、國民ノ輿論ハ必ズ之ヲ支持シ、正義感ヨリ發スル公平ナル國民ノ公憤ハ、使用者ノ横暴ヲ鳴ラシテ、必ズ從業員側ニ立ツ管デアリマス、本法ハ正當ナル爭議ヘノ道ヲ塞グモノデハアリマセヌ、若シモ調停ガ成ラナカッタ時ニハ、遂ニ勤勞者ハ爭議ニ入り得ルノデアリマス、國民ハ三十日間ニ次ノ方法ヲ講ズルコトガ出來マス、例ヘバ入院患者ハ他ノ病院ニ移ルコト出來ル、旅行者ハ旅程ヲ早メテ歸ツテ來ルコト出來ル、斯クノ如キ期日ノ制限ハ、單ニ勞働組合ノ發達ノ如何ニ拘ラズ、少クトモ凡ル外國ノ立法例ニ堂々ト見ラレル所デアルノミナラズ、

「アメリカ」ニ於テハ、十五日間ヨリ長キハ九十日間ノ制限期間ヲ設ケテ居ルト云フコトデアリマス、斯カル條項ヲ以テ敢テ不當ト斥ケルコトハ、將ニ公衆ノ平和生活ヲ脅カスモノニシテ、我等ノ之ヲ許サズトスル所デアリマス(拍手)

次ニ本法第三十八條ニ於ケル、官公吏爭議禁止ノ問題デアリマス、官公吏諸君ノ待遇ハ、改善セラレタト言ヒナガラ尙ホ十分デハナク、且ツ行政整理ノ斷行ヲ前ニ致シマシテ、大量裁員ヲ防止セシメ爲ニ爭議權ヲ禁止シ不滿ヲ感ズルコトニ付キマシテハ、我が黨ト致シマシテモ、十分其ノ心事ニ耳ヲ傾ケルモノデアリマス、故ニ官公吏諸君ノ速カナル待遇ノ改善ト、其ノ生活ノ保障ハ、我々ノ眞劍ナル政府ヘノ熱望デモアツタノデアリマス(拍手)爭議權

ヲ與ヘラレナガラモ、尙ホ爭議ニ出デザルハ、即チ勤勞者ノ信義アリ、爭議權ヲ與ヘナガラ爭議ヲ未然ニ防止スルハ、即チ政治ノ政治タル所以デアリマス、官公吏諸君ノ爭議權ガ認めラレマスルト、政府類ノ處ガアリ、少數過激分子ノ侵入ニ依ル「クーデター」ノ危險ガアルナドト云フコトニ付キマシテハ、只今彌次諸君ノ言ニモアル如ク、健全ナル官公吏諸君ノ眞價ヲ知ルガ故ニ、是ノミヲ以テ我々モ禁止理由トハ斷ジテ致シマセヌ(拍手)我々ハ官公吏諸君ヲ信ゼザルニハアラズシテ、苟且ニモ一日トシテ濫濫ヲ許サザル其ノ國務ノ重キヲ思フガ故ニ、即チ官公吏諸君ハ我々公共ノ福祉ヲ損ルモノデアリマス、恰モ人間ノ身體ニ於ケル神經系統ノ如キ、實ニ重要ナル役割ヲ持ツテ居ルガ故ニ、敢テ我々ハ此ノ禁止條項ヲ支持セントスルモノデアリマス(拍手)

其ノ待遇改善ノ爲ニスル對策協議會ノ設置ヲ要致シマシタノモ、正ニ此ノ理由ニ基クモノデアリマス(拍手)若シモ進歩的ナル官公吏諸君ニシテ、本條項ヲ支持シタ我々自由黨、進歩黨ノ政治的責任ヲ問ハレルナラバ、今日、本條ノ削除ニ拘泥セラル、ヨリモ、茲ニ本法ヲ是トシタ所ノ我々ノ今後官公吏諸君ニ對スル深キ關心ト、其ノ地位、待遇改善ノ爲ニスル努力ヲ責任トシ、ナゼニ一層強ク追究セラレナイノデアリマセウカ(拍手)我々ハ絶エザル前進ヲ冀フモノデアリマス、官公吏諸君ト共ニ、最も民主的ニシテ進歩的ナル對策協議會ノ實現ニ斷乎勇取ニ邁進セントスルモノデアリマス(拍手)

併テ社會黨ニ於キマシテハ、今日荒知君ノ演說ヲ通ジハツキリト全面的反對ノ態度ヲ表明セラレマシタガ、第八十九議會、即チ昨年十二月十一日ノ労働組合法ニ對スル此ノ議場ニ於ケル社會黨ノ代表者、曾チノ政務調査會長デアリマシタ河野密君ノ演說ハ、只今社會黨ノ諸君ガ反對ヲシテ居ラレル此ノ労働關係調整法案ノ必要性ニ論及ヲシテ居ラレルモノデアリマス、此處ニ速記録ヲ持參致シマシタガ、全部ヲ讀ンデ御諒解ニ供スレバハツキリスル所デアリマスルガ……

ト呼ブ者アリ)ノ三本建、所謂三位一體ニ依ツテ其ノ目的ヲ達スベキモノト信ジマス、此ノ點河野君ハハツキリト本調停法ノ必要性ヲ確信ヲ以テ説イテ居ラレマス、而シテ尙ホ其ノ言葉ヲ續ケテ、「今回ノ労働組合法ニハ團結權、團體交渉權ニ付テハ明確ナル規定ヲ設ケテ居ルノデアリマスルガ、労働爭議調停法ニ關シテハ、労働委員會ヲ設ケルト云フ以外ニ具體的ナ方向ヲ明示シテ居リマセヌ」、調停法ノナイノハ一體ドウシタコトダト云ハンバカリニ、時ノ厚生大臣ニ迫ツテ居ラレルノデアリマス(ヒヤ)「拍手」而シテ其ノ演說中ニ於テ、官公吏ノ組合ニ於ケル取扱ニ付テモハハリ言及シテ居ラレルノデアリマス(拍手)之ニ對シテ厚生大臣ハ、極メテ詳細ニ次ノ如キ答辯ヲ致シテ居リマス、「官吏ノ組合ニ加入ハ之ヲ認メテ居リマス、併シナガラ其ノ他ノ法規ニ依ツテ種々ノ制約ヲ受ケルコトハ、先程他ノ質問ニ御答ヘン致シタ通りデアリマシテ、勅令ヲ以テ特ニ制約ヲ定メルコトヲ考慮致シテ居リマス、此ノ答辯中、他ノ質問ニ答ヘタト云フ其ノ要旨ハ、官公吏ガ「政治運動ニ拘ラントスル時ニハ、必要ニ應ジテ労働委員會ノ決議ニ依リ、行政官廳ガ其ノ禁止制限ヲナスコトガ出來ル」ト云フコトデアリマス、又官公吏ガ爭議行為ヲナサントスル場合ハ、行政官廳ハ之ニ對シ、爭議行為ノ中止命令其ノ他必要ナル命令ヲ出スコトガ出來ルト云フコトデアリマス(發言スル者多シ)厚生大臣ハソコデ河野君ノ言ハレル彈壓ヲ、勅令ヲ以テ決定シヨウト其ノ時答ヘマシタ、若シモ是ガ總田君ノ言ニアルガ如ク彈壓トスレバ、河野君ハ斯クノ如ク言ツテ居ラレル、官吏

ニ付テノ特別ノ取扱ヲナスコトニ付テハ私モ了承致シマス(拍手)ト、官公吏ノ爭議權ノ否認ニ付テモ相當考慮シテ居タモノト認メラレマス、此ノ河野君ノ演說ハ社會黨ノ當時ノ代表トシテナサレタモノデアリマス(拍手)

併テ一方「アメリカ」ノ本法案ニ對スル見解ヲ見マスルノ「アメリカ」ノ労働顧問委員會「レーバー・アドヴァイザリー・コミッティ」ノ日本労働組合ニ對スル報告書ニ依レバ、其ノ労働關係ト労働組合ト云フ項目ノ中ニ、斯ウ書イテアリマス、日本ノ労働立法中ノ重大ナル缺陷ヲ補フ爲ニ、勞資ノ直接交渉ニ依リ解決不能ノ爭議アル場合ニ、斡旋、調停、仲裁ノ適當ナル機關ガ必要デアルト、本法案ノ極メテ必要ナルコトヲ記シ、而モ此ノ労働關係調整法ハ、日本ノ勞務法制審議會ガ公聽會ト云フ新シイ試ミニ依リ援助ト、加フルニ「レーバー・デヴィジヨン」及ビ「レーバー・アドヴァイザリー・コミッティ」ノ各代表ノ深キ示唆ノ下ニ、十分ナル必要性ト妥當性ヲ以テ作ツタ法案デアルト云フコトガ明カニサレテ居ルノデアリマス(拍手)

本法案審議ノ勞務法制審議會ニハ、社會黨ノ幹部數氏ガ參加シテ、審議ノ任ニ當ツテ居ラレマス、然ラバ斯カル國際的必然性ニ關シマシテモ、曾チ河野密君ガ労働爭議調停ニ關シテ立法ヲ必要トスル旨ヲ述べ、現在ノ幹部黨員數氏ニ依ツテ原案ガ審議サレナガラ、之ヲ惡慮スルコトニ付テハ私ハ甚ダ諒解ニ苦シムモノデアリマス(拍手)

ソレハ既ニ「マッカーサー」司令官ノ見解ニ俟ツマデモナク、労働運動指導者トシテノ明カニ適格性ヲ缺ク極端ナル徒黨ガ、「メーデー」ヲ契機トシテ、明カニ

其ノ待遇改善ノ爲ニスル對策協議會ノ設置ヲ要致シマシタノモ、正ニ此ノ理由ニ基クモノデアリマス(拍手)若シモ進歩的ナル官公吏諸君ニシテ、本條項ヲ支持シタ我々自由黨、進歩黨ノ政治的責任ヲ問ハレルナラバ、今日、本條ノ削除ニ拘泥セラル、ヨリモ、茲ニ本法ヲ是トシタ所ノ我々ノ今後官公吏諸君ニ對スル深キ關心ト、其ノ地位、待遇改善ノ爲ニスル努力ヲ責任トシ、ナゼニ一層強ク追究セラレナイノデアリマセウカ(拍手)我々ハ絶エザル前進ヲ冀フモノデアリマス、官公吏諸君ト共ニ、最も民主的ニシテ進歩的ナル對策協議會ノ實現ニ斷乎勇取ニ邁進セントスルモノデアリマス(拍手)

併テ社會黨ニ於キマシテハ、今日荒知君ノ演說ヲ通ジハツキリト全面的反對ノ態度ヲ表明セラレマシタガ、第八十九議會、即チ昨年十二月十一日ノ労働組合法ニ對スル此ノ議場ニ於ケル社會黨ノ代表者、曾チノ政務調査會長デアリマシタ河野密君ノ演說ハ、只今社會黨ノ諸君ガ反對ヲシテ居ラレル此ノ労働關係調整法案ノ必要性ニ論及ヲシテ居ラレルモノデアリマス、此處ニ速記録ヲ持參致シマシタガ、全部ヲ讀ンデ御諒解ニ供スレバハツキリスル所デアリマスルガ……

ト呼ブ者アリ)ノ三本建、所謂三位一體ニ依ツテ其ノ目的ヲ達スベキモノト信ジマス、此ノ點河野君ハハツキリト本調停法ノ必要性ヲ確信ヲ以テ説イテ居ラレマス、而シテ尙ホ其ノ言葉ヲ續ケテ、「今回ノ労働組合法ニハ團結權、團體交渉權ニ付テハ明確ナル規定ヲ設ケテ居ルノデアリマスルガ、労働爭議調停法ニ關シテハ、労働委員會ヲ設ケルト云フ以外ニ具體的ナ方向ヲ明示シテ居リマセヌ」、調停法ノナイノハ一體ドウシタコトダト云ハンバカリニ、時ノ厚生大臣ニ迫ツテ居ラレルノデアリマス(ヒヤ)「拍手」而シテ其ノ演說中ニ於テ、官公吏ノ組合ニ於ケル取扱ニ付テモハハリ言及シテ居ラレルノデアリマス(拍手)之ニ對シテ厚生大臣ハ、極メテ詳細ニ次ノ如キ答辯ヲ致シテ居リマス、「官吏ノ組合ニ加入ハ之ヲ認メテ居リマス、併シナガラ其ノ他ノ法規ニ依ツテ種々ノ制約ヲ受ケルコトハ、先程他ノ質問ニ御答ヘン致シタ通りデアリマシテ、勅令ヲ以テ特ニ制約ヲ定メルコトヲ考慮致シテ居リマス、此ノ答辯中、他ノ質問ニ答ヘタト云フ其ノ要旨ハ、官公吏ガ「政治運動ニ拘ラントスル時ニハ、必要ニ應ジテ労働委員會ノ決議ニ依リ、行政官廳ガ其ノ禁止制限ヲナスコトガ出來ル」ト云フコトデアリマス、又官公吏ガ爭議行為ヲナサントスル場合ハ、行政官廳ハ之ニ對シ、爭議行為ノ中止命令其ノ他必要ナル命令ヲ出スコトガ出來ルト云フコトデアリマス(發言スル者多シ)厚生大臣ハソコデ河野君ノ言ハレル彈壓ヲ、勅令ヲ以テ決定シヨウト其ノ時答ヘマシタ、若シモ是ガ總田君ノ言ニアルガ如ク彈壓トスレバ、河野君ハ斯クノ如ク言ツテ居ラレル、官吏

ニ付テノ特別ノ取扱ヲナスコトニ付テハ私モ了承致シマス(拍手)ト、官公吏ノ爭議權ノ否認ニ付テモ相當考慮シテ居タモノト認メラレマス、此ノ河野君ノ演說ハ社會黨ノ當時ノ代表トシテナサレタモノデアリマス(拍手)

併テ一方「アメリカ」ノ本法案ニ對スル見解ヲ見マスルノ「アメリカ」ノ労働顧問委員會「レーバー・アドヴァイザリー・コミッティ」ノ日本労働組合ニ對スル報告書ニ依レバ、其ノ労働關係ト労働組合ト云フ項目ノ中ニ、斯ウ書イテアリマス、日本ノ労働立法中ノ重大ナル缺陷ヲ補フ爲ニ、勞資ノ直接交渉ニ依リ解決不能ノ爭議アル場合ニ、斡旋、調停、仲裁ノ適當ナル機關ガ必要デアルト、本法案ノ極メテ必要ナルコトヲ記シ、而モ此ノ労働關係調整法ハ、日本ノ勞務法制審議會ガ公聽會ト云フ新シイ試ミニ依リ援助ト、加フルニ「レーバー・デヴィジヨン」及ビ「レーバー・アドヴァイザリー・コミッティ」ノ各代表ノ深キ示唆ノ下ニ、十分ナル必要性ト妥當性ヲ以テ作ツタ法案デアルト云フコトガ明カニサレテ居ルノデアリマス(拍手)

本法案審議ノ勞務法制審議會ニハ、社會黨ノ幹部數氏ガ參加シテ、審議ノ任ニ當ツテ居ラレマス、然ラバ斯カル國際的必然性ニ關シマシテモ、曾チ河野密君ガ労働爭議調停ニ關シテ立法ヲ必要トスル旨ヲ述べ、現在ノ幹部黨員數氏ニ依ツテ原案ガ審議サレナガラ、之ヲ惡慮スルコトニ付テハ私ハ甚ダ諒解ニ苦シムモノデアリマス(拍手)

ソレハ既ニ「マッカーサー」司令官ノ見解ニ俟ツマデモナク、労働運動指導者トシテノ明カニ適格性ヲ缺ク極端ナル徒黨ガ、「メーデー」ヲ契機トシテ、明カニ

自ラノ爲ニセントシタ熾激ナル策動ニ乗セラレタルモノト斷ゼザルヲ得マセヌ(拍手) 今日社會黨ニシテ、一部労働者ノ誤解ヲ一層深カラシメルガ如キ舉ニ出タルコトハ、世ノ……(發言スル者多シ) 今日社會黨ニシテ、一部労働者ノ誤解ヲ一層深カラシメルガ如キ舉ニ出タルコトハ、世ノ……(發言スル者多シ) 今日社會黨ニシテ、一部労働者ノ誤解ヲ一層深カラシメルガ如キ舉ニ出タルコトハ、世ノ……(發言スル者多シ)

ヲ與ヘラレナガラモ、尙ホ爭議ニ出デザルハ、即チ勤勞者ノ信義アリ、爭議權ヲ與ヘナガラ爭議ヲ未然ニ防止スルハ、即チ政治ノ政治タル所以デアリマス、官公吏諸君ノ爭議權ガ認めラレマスルト、政府類ノ處ガアリ、少數過激分子ノ侵入ニ依ル「クーデター」ノ危險ガアルナドト云フコトニ付キマシテハ、只今彌次諸君ノ言ニモアル如ク、健全ナル官公吏諸君ノ眞價ヲ知ルガ故ニ、是ノミヲ以テ我々モ禁止理由トハ斷ジテ致シマセヌ(拍手)我々ハ官公吏諸君ヲ信ゼザルニハアラズシテ、苟且ニモ一日トシテ濫濫ヲ許サザル其ノ國務ノ重キヲ思フガ故ニ、即チ官公吏諸君ハ我々公共ノ福祉ヲ損ルモノデアリマス、恰モ人間ノ身體ニ於ケル神經系統ノ如キ、實ニ重要ナル役割ヲ持ツテ居ルガ故ニ、敢テ我々ハ此ノ禁止條項ヲ支持セントスルモノデアリマス(拍手)

其ノ待遇改善ノ爲ニスル對策協議會ノ設置ヲ要致シマシタノモ、正ニ此ノ理由ニ基クモノデアリマス(拍手)若シモ進歩的ナル官公吏諸君ニシテ、本條項ヲ支持シタ我々自由黨、進歩黨ノ政治的責任ヲ問ハレルナラバ、今日、本條ノ削除ニ拘泥セラル、ヨリモ、茲ニ本法ヲ是トシタ所ノ我々ノ今後官公吏諸君ニ對スル深キ關心ト、其ノ地位、待遇改善ノ爲ニスル努力ヲ責任トシ、ナゼニ一層強ク追究セラレナイノデアリマセウカ(拍手)我々ハ絶エザル前進ヲ冀フモノデアリマス、官公吏諸君ト共ニ、最も民主的ニシテ進歩的ナル對策協議會ノ實現ニ斷乎勇取ニ邁進セントスルモノデアリマス(拍手)

併テ社會黨ニ於キマシテハ、今日荒知君ノ演說ヲ通ジハツキリト全面的反對ノ態度ヲ表明セラレマシタガ、第八十九議會、即チ昨年十二月十一日ノ労働組合法ニ對スル此ノ議場ニ於ケル社會黨ノ代表者、曾チノ政務調査會長デアリマシタ河野密君ノ演說ハ、只今社會黨ノ諸君ガ反對ヲシテ居ラレル此ノ労働關係調整法案ノ必要性ニ論及ヲシテ居ラレルモノデアリマス、此處ニ速記録ヲ持參致シマシタガ、全部ヲ讀ンデ御諒解ニ供スレバハツキリスル所デアリマスルガ……

ト呼ブ者アリ)ノ三本建、所謂三位一體ニ依ツテ其ノ目的ヲ達スベキモノト信ジマス、此ノ點河野君ハハツキリト本調停法ノ必要性ヲ確信ヲ以テ説イテ居ラレマス、而シテ尙ホ其ノ言葉ヲ續ケテ、「今回ノ労働組合法ニハ團結權、團體交渉權ニ付テハ明確ナル規定ヲ設ケテ居ルノデアリマスルガ、労働爭議調停法ニ關シテハ、労働委員會ヲ設ケルト云フ以外ニ具體的ナ方向ヲ明示シテ居リマセヌ」、調停法ノナイノハ一體ドウシタコトダト云ハンバカリニ、時ノ厚生大臣ニ迫ツテ居ラレルノデアリマス(ヒヤ)「拍手」而シテ其ノ演說中ニ於テ、官公吏ノ組合ニ於ケル取扱ニ付テモハハリ言及シテ居ラレルノデアリマス(拍手)之ニ對シテ厚生大臣ハ、極メテ詳細ニ次ノ如キ答辯ヲ致シテ居リマス、「官吏ノ組合ニ加入ハ之ヲ認メテ居リマス、併シナガラ其ノ他ノ法規ニ依ツテ種々ノ制約ヲ受ケルコトハ、先程他ノ質問ニ御答ヘン致シタ通りデアリマシテ、勅令ヲ以テ特ニ制約ヲ定メルコトヲ考慮致シテ居リマス、此ノ答辯中、他ノ質問ニ答ヘタト云フ其ノ要旨ハ、官公吏ガ「政治運動ニ拘ラントスル時ニハ、必要ニ應ジテ労働委員會ノ決議ニ依リ、行政官廳ガ其ノ禁止制限ヲナスコトガ出來ル」ト云フコトデアリマス、又官公吏ガ爭議行為ヲナサントスル場合ハ、行政官廳ハ之ニ對シ、爭議行為ノ中止命令其ノ他必要ナル命令ヲ出スコトガ出來ルト云フコトデアリマス(發言スル者多シ)厚生大臣ハソコデ河野君ノ言ハレル彈壓ヲ、勅令ヲ以テ決定シヨウト其ノ時答ヘマシタ、若シモ是ガ總田君ノ言ニアルガ如ク彈壓トスレバ、河野君ハ斯クノ如ク言ツテ居ラレル、官吏

ニ付テノ特別ノ取扱ヲナスコトニ付テハ私モ了承致シマス(拍手)ト、官公吏ノ爭議權ノ否認ニ付テモ相當考慮シテ居タモノト認メラレマス、此ノ河野君ノ演說ハ社會黨ノ當時ノ代表トシテナサレタモノデアリマス(拍手)

併テ一方「アメリカ」ノ本法案ニ對スル見解ヲ見マスルノ「アメリカ」ノ労働顧問委員會「レーバー・アドヴァイザリー・コミッティ」ノ日本労働組合ニ對スル報告書ニ依レバ、其ノ労働關係ト労働組合ト云フ項目ノ中ニ、斯ウ書イテアリマス、日本ノ労働立法中ノ重大ナル缺陷ヲ補フ爲ニ、勞資ノ直接交渉ニ依リ解決不能ノ爭議アル場合ニ、斡旋、調停、仲裁ノ適當ナル機關ガ必要デアルト、本法案ノ極メテ必要ナルコトヲ記シ、而モ此ノ労働關係調整法ハ、日本ノ勞務法制審議會ガ公聽會ト云フ新シイ試ミニ依リ援助ト、加フルニ「レーバー・デヴィジヨン」及ビ「レーバー・アドヴァイザリー・コミッティ」ノ各代表ノ深キ示唆ノ下ニ、十分ナル必要性ト妥當性ヲ以テ作ツタ法案デアルト云フコトガ明カニサレテ居ルノデアリマス(拍手)

本法案審議ノ勞務法制審議會ニハ、社會黨ノ幹部數氏ガ參加シテ、審議ノ任ニ當ツテ居ラレマス、然ラバ斯カル國際的必然性ニ關シマシテモ、曾チ河野密君ガ労働爭議調停ニ關シテ立法ヲ必要トスル旨ヲ述べ、現在ノ幹部黨員數氏ニ依ツテ原案ガ審議サレナガラ、之ヲ惡慮スルコトニ付テハ私ハ甚ダ諒解ニ苦シムモノデアリマス(拍手)

ソレハ既ニ「マッカーサー」司令官ノ見解ニ俟ツマデモナク、労働運動指導者トシテノ明カニ適格性ヲ缺ク極端ナル徒黨ガ、「メーデー」ヲ契機トシテ、明カニ

ラズ、政治家トシテ我々ニ課セラレタル此ノ任務ノ、ヨリ重大ナルコトヲ感ジマスルガ故ニ、敢テ國民ノ公益擁護ト、産業再建ノ爲ニ、日本全體ノ利益ノ上ニ立チマシテ、本法案ニ賛成シタルデアリマス（拍手）

斯クテコソ、一部勞働者諸君ノ誤解ハ必ズ解キ得ルモノト確信致シマス、我々ノ眞情ノ進ル所、誤レル世上ノ聲モ必ズ正サズニハ置カストノ決意ニ燃立ツモノデアリマス

今や我が日本國ハ、四邊武力ヲ擁スル中ニ、敢然トシテ之ヲ拋棄、新憲法ニ於キマシテハ、平和ト文化ヲ愛好スル國民トシテ、新ナル面目ヲ整ヘント致シテ居ルノデアリマス、外ニ平和愛好ヲ言ヒ、内ニ文化ノ品揚ヲ企圖スル新生日本ニシテ、例ヘバ男女同權ヲ説クノ餘リ、家庭ニ風波ノ絶エザルコトガ好マシクナイトスレバ、職場ニ過激ナル階級闘争ヲ眺メ、之ヲシモ民主主義態勢確立ヘノ發展段階トシテ放置スベキデアリマセウカ、此ノ際階級闘争ニ乗ジ、敢テ國家革命ヲ企圖セントスル輩ノ、斷ジテ侵入ヲ許シテハナラナイノデアリマス

諸君、軍艦「ミヅリ」ニ於ケル降伏調印ノ日ヨリ既ニ一箇年、過般「マツカサ」元帥ハ、此ノ記念サルベキ日ニ、全日本國民ニ、否全世界ノ人類ニ向ツテ聲明ヲ發シタ、相廻スル「イデオロギー」ガ再建途上ノ日本ニ大キナ不安トナツテ被サツテ居ルコトヲ指摘シ、日常ノ民主化闘争ニ於ケル「イデオロギー」ノアリ方ヲ指シテ曰ク、極端ナ「イデオロギー」ガ時ニ改宗者ヲ獲得シ、眞ノ自由主義者ヲ支持ヲ受ケルコトガアルガ、是ハ過去ノ潛在的ナ思想カラ生レル、總テノ者ヲ反動者トシテ片

付ケルヤウナ歪メラレタ宣傳ヤ文句ニ依ツテ、誤リ導カレテ居ル爲メデアルト喝破サレテ居リマス（拍手）此ノ言タルヤ洵ニ背筋ニ當レルコト言フベク、十分反省ノ必要ヲ感ズルノデアリマス、元帥ハ……（倅イ者ダ、オ前ハ）ト呼ブ者アリ、尙ホ斯クノ如クニ（「マツカサ」ノ兄弟見タイダト呼ブ者アリ、笑聲）言葉ヲ續ケテ居ル、長イ間極端ナル保守ノ右翼ノ哲學ニ依ツテ統治サレタル國民ガ、再び過激派左翼ノ哲學ニ依ツテ統治ヲ導ク教義ヲ課サウトスル人達ノ絶好ノ餌食ニナツテハナラナイト云フコトヲ説イテ居ルノデアリマス

（拍手）諸君、我々ハ此點深ク顧ミナケレバナリマセヌ、眞ニ我々ノ心カラ欲スル所ノ道ハ、正ニ「ホツダム」宣言ニ意圖セラレタル、偉大ナル中庸ノ道ヲ斷手トシテ暴進スルコトデアリマス（拍手）恰モ本調整法ノ中庸性ヲ故ラニ歪曲シ、健全ナル勞働者諸君ヲ誤ラシムルガ如キ人々ノ策謀日ニ顯著ナルヲ眺メテハ、我等亦身内ニ馳巡ル血潮ノ奔騰ト共ニ、斷ジテ壇上ニ叫バザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）諸君、本法ハ勞働立法ノ完全ナル體系ヲ整ヘントスル公正ナル調整法デアリマス、我々ハ本法ノ飽クマデモ公正ナル運用ヲ期シ、健全ナル勞働組合ノ發展ト勞働者諸君ノ幸福ヲ冀ヒ、協調的友愛ノ生産態勢確立ノ爲ニ、敢テ斷ジテ本法ノ必要性質ヲ認ムルノデアリマス（拍手）茲ニ我ガ黨ハ委員長報告ノ附帶決議ヲ加ヘテ、本案ニ賛成スルモノデアリマス（拍手）

○議長（山崎猛君） 原國君
〔原國君登壇〕
○原國君 我ハ只今議題トナリマシタ勞働關係調整法案ニ對シマシテ、協同

民主黨ヲ代表致シマシテ、反對ノ意思表示ヲセントスルモノデアリマス（拍手）

何故ナラバ先ニ委員長報告ニ依リマシレバ、斯クアリマス、昨年制定ニナリマシタ勞働組合一輪トシ、只今制定ニナラツス勞働關係調整法案一輪トシ、勞働基準法ヲ横ニ使ツテヤルコト自體ガ宜シイト云フコトデアリマス、我々ハ其ノヤウナ意味ニ於キマシテ、勞働關係調整法案ヲ勞働基準法ト共ニ提出致サズシテ、單獨ニ今回之ヲ提出スルコトニ對シマシテ反對ノ意思表示ヲセントスルモノナノデアリマス（拍手）

其ノ根據ヲナスモノハ、企業形態ノ民主化ガ達成サレテ居リマセヌ今日、本法案ノ如ク、勞資ノ間ヲ劃然ト區別シテ、勞働者ニ對シ、強制調停ノ方策ヲ講ジマスコトハ、立法ノ精神トハ反對ニ、却テ階級闘争ヲ激化シ、勞働組合ノ健全ナル發達ヲ阻礙致スコトト存ジマス（拍手）延イテハ日本再建ニ寧ろ有害ナリト云フ判斷ニ基キ斷乎本案ニ反對スルモノデアリマス（拍手）

諸君、今日慘憺タル敗戦日本ヲ再建スル爲メ、殆ド唯一ト申シテ宜シキ基盤ハ、國民ノ勞働力デアルト信ズルモノデアリマス（拍手）此ノ國民ノ勞働力ガ、日本經濟ノ中心ニ眞ニ重要ナル地位ヲ發言權ヲ與ヘラズシテハ、日本再建ハ不可能ナルト信ズルモノデアリマス（拍手）今日ノ日本ガ關スル限り、勞働ハ商品ニアラズ、企業ノ最重要ナル構成要素ヲ成スモノデアリマス、而モ今後日本企業再建ニ關スル金融的措置ガ、復興金融公庫ノ如キ國家資本ヘノ依存性ヲ増大セン致シテ居リマス事情ヲ考慮シ、

更ニ殘存企業ガ、賠償、戰災ト云フガ如キ自己ノ意思ニ基カザル事實ヲ免レタルコトニ依リテ致シマスナラバ、企業ガ從來ニ此ノ著シク社會性ヲ加ヘテ參ツタコトハ見逃スコトノ出來ナイ事實デアリマス、斯ク觀ジマシレバ、資本ト勞働ノ比重ガ非常ナ變化ヲ來セタルコトハ率直ニ認メバナリマセヌ、此ノ觀點ニ立ツテ徹底的企業ノ民主化ヲ確立致シマス所ニ、産業ノ平和ガ存スルト信ズルノデアリマス（拍手）斯クノ如キ勞資ノ均衡ヲ取レタ企業形態ヲ先ヅ確立シテ、争議ノ發生ノ原因ヲ根本的ニ排除セズシテ、争議ノミヲ對象トシテ之ヲ彈壓セントスル立法ハ、

勤勞者ノ主張ヲ甚ダシク抑壓スルモノデ、是ハ折角盛上リツ、アル勞働組合運動ヲ、双葉ニシテ摘ミ取ル結果トナルノデアリマス（拍手）カルガ故ニ我々ハ斷ジテ承認シ得ザル所デアリマス

我が黨ハ、階級闘争ニ對シテハ理想トシテ否定的立場ヲ取ツテ居リマスガ、サリトシテ往年ノ勞資協調的温情主義ヲ主張スルモノデモゴザイマセヌ（拍手）此ノ際日本ノ企業形態ヲ徹底的ニ民主化スル、即チ資本的ニ參加セシム、勞働者ヲ積極的ニ參加セシム、之ニ依ツテ、資本家モ、技術者モ、勞働者モ、ソレハノ立場カラ其ノ特質ヲ發揮シツ、責任ヲ以テ企業ニ參畫シ、經濟復興ノ基盤タル産業秩序ヲ確立セントスルモノデアリマス（拍手）我ガ黨ハ、斯カル秩序ト安定アル協同主義ニ依リ新シイ日本ヲ建設スル爲ニ、理想主義的闘争ヲ辭スルモノデハアリマセヌ、政府ハ勞働基準法ヲ立案シテ、數日前新聞紙上ニ發表致シテ居リマスガ、斯カル勤勞者ノ地位ト生活ヲ保障スル立法コソハ、先ヅ眞先

ニ取上グベキモノデアリマシテ、之ヲ後ニシテ争議ノ抑壓法ヲ先ニスルガ如キハ、本末顛倒ノ甚ダシキモノト言ハネバナリマセヌ（拍手）勤勞者ノ權利ヲ不當ニ壓迫スルニアラズヤト云フ疑念ガ、全勤勞大衆ニ生ズルコトハ當然ナリト言ハザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）

我々ハ日本ノ企業體制ヲ、勤勞者ノ中心トシテ徹底的ニ民主化スルト共ニ、勞働基準法ヲ設定シテ完全ニ勤勞者ノ保護ヲ講ジ、争議發生ノ原因ヲ根本的ニ排除シ、然ル後ニ於テ本法案ヲ提出スルト云フノデアレバ、可否ハ又別途ニ考慮スルカモ知レナイノデアリマス

我々ハ又勤勞者ガ、我が國ノ置カレテ居ル客觀的事態ヲ冷靜ニ大局的ニ判斷セズシテ、徒ラ自己中心的ナ主張ヲナスハ、嚴シク憤マネバナラスコトヲ附言致スモノデアリマス、然ルニ其ノ保障ノ立法的措置ヲ構ゼズシテ、争議ノミヲ抑壓セントスル所ニ吾人ノ反對理由ガアルノデアリマス

本法案ハ、全國數百萬ノ官吏ヲ初メ、勤勞大衆ニ非常ナル衝擊ヲ與ヘ、本法案ノ通過ニ對シ熱烈必死ナル反對運動ヲ行ヒツ、アルハ勿論、本議場ニ於テモ、我ガ黨ハ固ヨリ、社會黨其ノ他所謂與黨ニアラザルモノノ強ク反對シテ居ル所以デアリマス（拍手）斯カル現狀ハ政府モ亦十分ニ之ヲ認識シテ居ルコト考ヘマス、而モ斯カル熱烈必死ノ反對運動ヲ抑切ツテ本法案ヲ通過セシメテ、國民ノ勤勞意欲ヲ日本再建ニ結果スルコトガ可能ナリヤ否ヤ、敢テ河合厚生大臣ノ御反省ヲ促シテ已マヌモノデアリマス（拍手）

之ニ依ツテ生ズル紛争混亂ニ對シテハ、政府及ビ本法案ノ通過ニ賛意ヲ表

スル者ニ其ノ責任ノアルコトヲ改メテ
強ク表明シテ、私ハ反對ノ意思ヲ表セ
ントスルモノデゴザイマス(拍手)

【議長退席、副議長著席】

○副議長(木村小左衛門君) 原健三郎

君

【原健三郎君登壇】

○原健三郎君 昨日本進歩黨ヲ代表
致シマシテ、只今上程ニナツテ居リマ
スル労働關係調整法案ニ對シ、是コソ
我が國今日ノ國家組織ノ下ニ於ケル勞
働運動ヲ健全ニ發達セシメル爲メ、當
然且ツ不可缺ノ立法ナリト信ジ、委員
長報告ノ原案ニ賛成ノ意ヲ表スルモノ
デアリマス

私ハ此ノ際政府ニ對シマシテ、只今
委員長ノ御説明ニナリマシタ所ノ
本案ノ附帶決議ヲ能ク熟讀觀味シ、之
ヲ誠意ヲ以テ實行セラレンコトヲ要望
スルモノデアリマス、ト同時ニ特ニ次
ノ一點ニ對スル政府ノ善處ヲ望ミタイ
ノデアリマス、即チ現在ノ労働爭議發
生ノ主たる原因ハ、労働者ノ生活不安
ト企業體ノ經營不安トノ聯合セカ来
テ居ルノデアリマス、而シテ經營不安
ノ最大ノ原因ハ、労働者ニ對スル家族
手當ヲ含メテノ生活給ガ、其ノ能率給
ヲ遙カニ上廻ハツテ居リ、而モ其ノ兩者
ノ幅ヲ悉ク企業體ニ負擔セシメテ居ル
所ニアルノデアリマス(拍手)故ニ政府
ハ今般斷行サレハ一聯ノ經濟安定施策
ノ上ニ此ノ點ヲ十分考ヘラレ、勤勞
者、經營者共ニ手ヲ携ヘテ、欣然トシ
テ日本復興ノ爲メ、産業再建ノ爲メ、勇
往邁進出來ルヤウナ特別ノ考慮ヲ拂ハ
レタカ、切ニ要望シテ已マナイ次第デ
アリマス(拍手)

贊成ノ論據ト致シタイト思フノデアリ
マス、先ヅ第一ニ本法案ノ、公益事業
ニ於ケル拔打爭議ノ制限ニ關スル件デ
アリマス、拔打爭議ノ制限ヲ提ヘテ、
直チニ之ヲ彈壓法ナリト斷定サレ、只
今モ社會黨ノ荒畑君ハ、之ヲ以テ治安
維持法ノ如キモノデアルト申サレタ
デアリマス、併シナガラ此ノ労働調整
法ノ如キモノハ、世界ノ民主主義國家
ニ於テハ、既ニ自明ノ常識タルニ過ギ
ナイノデアリマス(拍手)然ルニ斯カル
世界ノ常識ナコトヲ、未ダ日本ニ於
テハ理解スルコトガ出來ナクテ、彈壓
法デアルトカ、或ハ治安維持法ニ類
ルモノデアルト云フ如キ者ガアルニ至
ツテハ、遺憾千萬ナリト言ハザルヲ得
ナイノデアリマス(拍手)交通機關、通
信機關ノ拔打爭議ガドレ程一般公衆ニ
迷惑ヲ及ボスカ、又病院ノ拔打爭議ノ
一般ニ及ボスカ影響ヲ考ヘヤス時ニ、是
等ハ今更論ズルマデモナイ事柄デアリ
マス、之ニ對シテ反對論者ハ、労働者
ノ人格ヲ信賴セヨ、然ラバ調整法ノ如
キモノハ必要ガナイト云フコトヲ屢ニ申
サレテ居ルノデアリマス、併シ是ハ元
來事柄ノ本質ヲ曲解セルモノデアルト
私ハ考ヘマス(拍手)何故ナラバ此ノ調
整法ノ據ツテ立ツ所ノモノハ、組合法ノ
第一條及第十二條ナドニ於テ保護サ
レテ居ル爭議權ノ上ニ立チ、而モ此ノ
爭議權ハ飽クマデモ正當ナルベキコ
トヲ裏付ケテアツテ、謂ハバ「フェアー・
プレー」ヲ尊重スル「スポーツ」ニ於
ケル「ルール」ニモ比スベキモノナノデ
アリマス(拍手)隨テ労働者ノ人格ヲ尊
重スベシト云フ議論ハ、此ノ「ルール」
ニ屬シ、此ノ裏付ケタルベキ精神上
ノ問題デアリマシテ、隨テ自ラ別個ノ
問題ニ屬スルノデアリマス、反對論者

ハ本法ヲ以テ、先刻モ社會黨ノ方々ガ
屢ニ申サレタノデアリマスガ、彈壓法
トナシ、労働爭議調整法ハ無用ナリト
云フコトヲ申サレタノデアリマス、私
ハ此ノ反對論ニ御答ヘ致シタイノデア
リマスガ、斯カル規定ノ明文乃至不文
法ノアル「アメリカ」、「イギリス」ヲ初
メトシ、歐米ノ民主主義國家ニ於テハ
果シテ労働者ノ人格ヲ尊重シテ居
ナイト云フコトニナルノデアリマセウ
カ、換言スレバ「アメリカ」、「イギリス」
ナドノ民主主義國家ニ於テハ、長キ經驗
ノ下ニ制定實施サレテ居リマスル規定
ガ、何故獨リ我が國ノミニ於テハ彈壓
法デアリ、治安維持法デアルト斷ジナ
ケレバナラスノデアルカ(拍手)私ハ斯
クノ如キ暴論ニ對シ、之ヲ理解スルニ
苦シムモノデアリマス、單ナル労働者
ノ彈壓法ナラバ、我々モ之ニ反對スル
ニ決シテ躊躇スルモノデハナイノデア
リマス、我々ガ黨モ亦労働者及ビ勤勞者
ノ生活權ヲ擁護シ、其ノ生活ノ充實ト
向上トヲ期スルコトニ付ツハ、敢テ他
黨ノ人後ニ落チルモノデナイト云フコ
トヲ、此處ニ明言シテ置ナインモノデ
アリマス(拍手)労働者ノ人格ヲ尊重
シ、生活ノ向上セシメルコトハ、獨リ社
會黨其ノ他ノ專斷特許デナイト云フコ
トヲ明言シテ置ナインモノデアリ(拍手)

次ニ第二點ハ官吏ノ爭議行為ニ付テ
デアリマス、我々ハ官吏諸君ノ待遇ガ
一般諸會社ニ比シテ著シク低イモノデ
アルコトヲ十分認識シテ居ルノデアリ
マス、又國民ノ公僕トシテ、其ノ品位
ヲ保ツ上ニ於テモ、待遇ハ當然改善サ
レナケレバナラスト云フコトヲ痛感致
シテ居リマス、隨テ官吏ノ待遇問題ニ
付テハ、其ノ性質上官吏ノ代表者ト、
政府並ニ議會ノ代表者ヨリ成ル委員會

ヲ作り、其ノ委員會ニ於テ、國民ノ眼
前ニ於テ、公正ニ此ノ問題ヲ解決スル
コトガ最モ望マシイト私共ハ思フノデ
アリマス(拍手)斯ク考ヘテ來マシテ、
茲ニ官吏ノ同盟罷業ニ付テ考ヘタイノ
デアリマス、私ハ考ヘマスノニ、
官吏ノ同盟罷業ハ、少クトモ國民
多數ノ支持ヲ受ケル政府トノ實
力闘争ヲ意味スルモノデアルト
而シテ其ノ待遇改善ニ關シテハ、豫算
上ニ於テ議會ノ協賛ヲ要スルモノデア
リマスカラ、窮極ニ於テハ、國民大衆
ヲ背景トスル所ノ議會ニ對スル間接ノ
實力闘争ヲ意味スルモノデアリマ
ス、更ニ其ノ爭議權ヲ政治的ニ利用致
シマシテ、曾チ戰時中國民ノ頭上ニ君
臨致シテ居リマシタ所ノ上層官僚ガ、
今日再び生活難ニ直面シテ居ル少壯官
吏ノ苦悶ヲ利用致シマシテ、新々ニ民
主主義ノ假面ヲ被リ、政黨ヲ壓シテ其
ノ勢力ヲ再び擡頭セシメヨウト致シテ
居ルノデアリマシテ、場合ニ依ツテハ
國民多數ノ意思ニ反シテ政府ヲ顛覆セ
シメルコトモ亦出來ルノデアリマス、
現ニ歐洲ノ某大國ニ其ノ實例ヲ見ル
デアリマス、上層官吏諸公ノ自重ヲ要
望スル所以ガ茲ニアルノデアリマス、
此ノ官僚勢力ノ擡頭ニ對シマシテ、常
ニ最モ痛烈ナル批判ヲナシツ、アル社
會黨ガ、此ノ點ニ對シテ只管目ヲ掩ハ
ントセラレレル態度ハ、甚ダ以テ奇怪千
萬ナリト言ハザルヲ得ナイノデアリマ
ス(拍手)此ノ官僚勢力擡頭ニ對シ、
先刻荒畑君ガ色々辯解サレタノデアリ
マスガ、其ノ苦シイ胸中察スルニ餘リ
ガアルノデアリマス

次ニ第三點トシテ、私ノ本法案ニ反
對スル一部指導者ニ申上ゲタイノデア
リマス、我が國ノ労働組合ガ、此ノ程
度ノ平板ナル調整法ヲ認メズシテ、
將來世界労働組合ニ參加シヨウナドト
云フコトハ以テノ外デアリマス(拍手)
先程社會黨ノ荒畑君ハ、奴隸的條件ノ
下ニ於ケル労働調整法ニ賛成スル位ナ
ラバ、サウ云フヤウナ労働組合ニハ入
ラナクテモ、日本ニ於テ獨立シテ居
テモ宜イト云フヤウナコトヲ申サレタ
デアリマス、併シナガラ今日ノ立法ニ
於テ、何處ニ奴隸的條件ガ含マレテ居
ルカト私ハ問ヒタイノデアリマス、他
日世界労働組合ノ加盟ニ當ツテ、日本
ニハ如何ナル調整法アリヤト尋ネラ
レ場合ニ、私ノ方ハ調整法ハナイガ、
労働委員會ヲ活用シテ然ルベキヤツテ
居ルナドト言ツテ、涼シイ顔ヲシテ濟
マサレモノデアルカドウカ反問ジ
タイノデアリマス(拍手)私ハ労働組
合法ト労働基準法ニ依ツテ、労働者ノ
團結權ガ確立シ、最低生活ガ保障サ
レ、而シテ更ニ労働調整法ニ依ツテ、
國家公共ノ利益ガ維持サレモノデア
ルト考ヘマス、此ノ三法ニ依ツテ、我
ガ國ノ産業ノ再建ガナサレモノデア
ルト確信スルノデアリマス、日本産業
ノ爲ニモ、是非トモ本調整法ノ通過ヲ
必要トスルモノデアリマス、重ねテ申
シマス、我々ハ労働者諸君ヲ眞ニ愛ス
ルガ故ニ、敢テ労働調整法ヲ通過セシ
メ、以テ日本ノ労働運動ヲ世界ノ水準
ニ進メタイト念願スルモノデアリマス
(拍手)

次ニ労働組合運動ト政黨ノ關係デア
リマス、此ノコトニ關シマシテハ、我
ガ黨ノ同僚ヨリモ本議場ニ於テ指摘サ
レマシタ如ク、我が國ノ労働運動ハ、
極端ナル左右何レニモ偏セズ、中正ノ
道ヲ進ムベキコトガ絕對ニ必要デア
ル

コトハ申すマデモナイノデアリマス、又此ノコトハ、「アチソン」米國代表ガ屢々指摘サレテ居ル所デモアルノデアリマス、是ト共ニ組合運動ガ特定政策ノ地盤トナルコトノ必要ナルコトハ、總同盟デモ論セラレ、現ニ全國炭礦組合議長ノ水谷孝氏ハ、其ノ所屬政黨アル所ノ共產黨ヲ脱黨シテ、組合運動ノ前途ニ大キナ話題ヲ投掛ケテ居ルコトハ御承知ノ通りデアリマス、組合ガ一黨一派ニ偏スルコトハ、明カニ其ノ戰線ノ弱體化ヲ意味スルモノデアリ、労働運動ハ再建一箇年ノ經過ヲ經テ、今ヤ次期ノ輝カシキ發展ヲ前ニシテ、一轉機ニ立ツテ居ルト言ヘルノデアリマス、殊ニ「アメリカ」ノA.F.L.、C.I.O.ノ委員長カラハ、次ノヤウナ熱烈ナル「メッセージ」ガ來テ居ルノデアリマス、日本ヲ救フモノハ實ニ労働組合ノ健全ナル發展ノミデアルトノ熱烈ナル「メッセージ」ガ送ラレ、其ノ第一ニ於テハ、組合運動ガ中正ニ發展スルコト、第二ニ於テハキマシテハ、特定政黨ニ利用サレルコトヲ避ケルコトノ二ツノ點ヲ附言セラレテ居ルノデアリマス（拍手）是コソ、我が國ノ一部ノ政黨ニ取ツテハ、大ニ傾聴スベキ必要ガアラウト存ゼラレマス、要スルニ労働組合運動ガ一部ノ政黨ニ誤ラレルコトナク、スクノ「ト」發展セラレルコトヲ私共ハ衷心カラ望ムモノデアリマシテ、又其ノ多幸ナル前途ヲ心カラ祝福シテ已マケイモノデアリマス（拍手）

次ニ委員會デモ論議ノ焦點トナリマシタ所ノ生産管理ノ問題ニ付テ、一言致シタイノデアリマス、生産管理ガ合法デナイコトハ、政府ガ屢々述べラレタ通りデアリマス、之ニ對シテ反對論ハ、生産管理ノ全面的ニ否定スルコト

ハイケナイ、個々ノ場合ニ付テ判定シテハ、即チ生産ノ能率ガ上リ、且ツ秩序ノアル生産管理ハ認メテモ宜イデハナイカト云フノガ、其ノ反對論ノ骨子デアリヤウニ思ハレルノデアリマス、併シ私ハ今日ノ國家組織ノ下ニ於テ、又經濟制度ノ下ニ於テハ、之ヲ認メルコトハ出來ナイト信ズルモノデアリマス、何故ナラバ、企業權ト労働權トハ相互ニ尊重サレ、而モ相互ニ侵スコトガ許サレナイモノデアルト云フコトデアリマス（拍手）即チ企業權ト労働權トハ、昨年以來ノ生産管理ノ實績ニ於テハ、労働者ガ自覺ト責任ヲ持ツテ、資本家經營ヨリモ遙カニ優レタル生産成績ヲ擧ゲタ實例モ、決シテ少クハナイヤウデアリマス、而モ尙ホ成功シタ數ハ、失敗シタ數ニ比レバ實ニ寥々タルモノデアリマス（拍手）假ニ成功致シマシタモノデモ、一、二ノ例外ヲ除イテハ、ソレハホソノ短期間デアツタ場合ノミノヤウデアリマス、生産管理ガ失敗シタ事例ノ多クノ中ニハ、洵ニ寒心ニ堪ヘナイモノガアルノデアリマス、即チ管理中ニ、資本家ヤ工場長、技師ヲ脅迫シテ暴行ガ行ハレ、甚ダシキニ至ツテハ、人民裁判ト稱シテ、尊バルベキ人權ガ大衆ノ眼前ニ於テ蹂躪サレタト云フ、驚クベキ實例ガアルノデアリマス（拍手）又生産ノ上ゲル爲ノ粗製濫造ヲ行ツタリ、炭礦ノ場合ニハ濫掘ヲ行ヒ、鑛山ノ命脈ヲ必要以上ニ縮メルト云フヤウナ事例モ亦アルノデアリマス、勿論私ハ斯ク言ヘバトテ、資本家ガイキナリ工場ヲ閉鎖シ、労働者ヲオツボリ出シテ雲隠レシタナド云フヤウナコトモ知ツテ居ルノデアリ

マス、斯クノ如キ憎ムベキ資本家ニ對シテハ、私ハ斷乎軋シナケレバナラナイト信ズルモノデアリマス（拍手）併シソレニ對スル追究ノ處置ハ、他ノ法律ヲ以テ取締ルベキデアツテ、資本家ノ「サボ」ト、生産管理ノ合法非合法トハ、自ラ別個ノ問題ニ屬スルノデアリマス、然ラバ資本家ガ労働者ヲオツボリ出シタ如キ場合ノ對策如何ト云フコトニナルノデアリマス、其ノ時ハ、速カニ他ノ會社ヲシテ代位經營乃至ハ委任經營ヲナサシメ、以テ一方ニ於テハ労働者ヲ生活不安ニ陥レルコトナク、他方ニ於テハ生産ガ「ストップ」スルコトノナイヤウ、十分ナル措置ヲナサルベキコトガ必要デアラウト考ヘルノデアリマス（拍手）要スルニ、生産管理ノ問題ニ付テハ、委員會ニ於テ河合厚生大臣ノ懇切丁寧、條理整然タル答辭ニ接シ、委員モ納得シ得タルデアリマシテ、最早本問題ニ對スル論議ノ餘地ハナイト私ハ考ヘルノデアリマス（拍手）

本法案ガ今日ニ至ルマデノ經過ニ付テ、私ハ一言致シタイノデアリマス、本法案ガ勞務法制審議會デ答申サレルマデノ経緯、乃至ハ議會ヘ提出サレテ以來、委員會ニ於ケル表裏ヲ通ジテノ社會黨ノ態度ヲ冷靜ニ我々ガ今考察致シマス時ニ於テ、洵ニ解ニ苦シムモノガアルノデアリマス、何故ナラ、社會黨ノ有力幹部ハ、勞務法制審議會ノ立案ニ參畫シタ最初ニ於テハ贊成ノ意ヲ表シテ居ツタノデアリマス（拍手）

「社會黨ハ最初カラ反對ダ」默ツテ聴ケ」ト呼ビ其ノ他發言スル者多シ

○副議長（木村小左衛門君） 不規則ナラシメテシナイヤウ御注意願ヒマス

○原健三郎君（續） 又社會黨ノ主流ヲナス、社會民主主義ヲ奉ズル一聯ノ幹部諸公ガ、自己ノ理想ヲ達成スル爲ノ社會立法ノ構想ノ中ニハ、當然此ノヤウナ法律ハ考ヘテ居ラレタニ違ヒナイト私ハ信ズルノデアリマス（拍手）然ルニ「メーデー」ノ宣言ノ中ニ、勞務法反對ノ文字ガ挿入サレルニ至ツタ頃カラ、労働組合ノ反對運動ニ抗シ切レズ、其ノ態度ヲバ難々ト變ヘ始メテ來タノデアリマス（拍手）又議會ニ於テモ、最初ハ修正ノ立場ヲ仄メカシナガラ、最後ニハ全面的反對ノ立場ヲ執ルニ至ツタノデアリマス（拍手）私ハ此ノ終始曖昧ナル社會黨ノ態度ハ、公黨トシテ洵ニ不可解千萬ナリト言ハナケレバナラナイノデアリマス（拍手）

斯カルガ故ニ……

「何ガ曖昧ダ」ト呼ビ其ノ他ノ發言スル者多シ

○副議長（木村小左衛門君） 靜肅ニ願ヒマス

○原健三郎君（續） 斯カルガ故ニ社會黨トハ、果シテ労働階級ノ福祉ノ爲ニ信念ニ向ツテ一路邁進スル政黨ナリヤ（拍手）將又矯激ナル言動ヲナス某政黨ノ煽動ニ引掛ツテ、ソレニ附和雷同スル自主性ノナイ政黨ナリヤ（拍手）我ハ其ノ判斷ニ苦シムモノデアリマス、斯クノ如キ態度ヲ以テ、社會黨ハ如何ニシテ天下ノ労働者ノ信頼ヲ博シ得ンヤト言ヒタイノデアアル（拍手）

最後ニ一言致シタイコトハ、法律ハ……（曖昧デナクンバ迎合ダ）ト呼ビ其ノ他發言スル者アリ）最後ニ一言致シタイコトハ、法律ハ誰ガ誰ノ爲ニ作ツタモノデアアルカト云フコトデアリマス、是ガ極メテ重要ナコトデアリマス、而シテ本法案コソハ、現政府ガ國家公共ノ福祉ヲ念ジ、國民大多數ノ幸福ノ維持ノ爲ニ作ツタモノデアアルコトヲ申上ゲタイノデアアル（拍手）我々ハ常ニ國民全體ノ幸福ヲ念願トシテ、其ノ一貫不動ノ信念ヲ貫カントスルモノデアリマス（拍手）我々ハ社會黨ノ如ク迷フ所ナク、一路勇邁進、此ノ國民全體ノ福祉ヲ實現セントスル國民政黨ノ態度ヲ持シテ行キタイト信念シテ居ルモノデアル、併シ果シテ此ノ我々ノ國民政黨ノ態度ガ是デアルカ、ソレトモ一部ノ階級ノ利害ヲ主張シテ、他ヲ顧ミザル階級政黨ガ是デアルカ（拍手）私ハ敢テ此ノコトヲ指摘シテ、本案贊成ノ結論ト致シタイト思フノデアリマス（拍手）

○副議長（木村小左衛門君） 野本品吉君

「野本品吉君登壇」

○野本品吉君 我ハ新政府ヲ代表致シマシテ、以下申述ベル理由ニ依リマシテ、本案ニ反對ノ意ヲ表セントスルモノデアリマス（拍手）

第一點ハ、本案ハ其ノ基本法トモ言フベキ労働組合法ノ立法精神ト一致セズモノアルコトヲ指摘致シタイノデアリマス、即チ第八十九議會ニ於ケマシテ、我が國民主權ノ魁トシテ提案セラレマシタ労働組合法提案ニ當リマシテ、時ノ芦田厚生大臣ハ提案ノ理由ヲ次ノ如ク説明サレテ居リマス「本法案提出ノ理由ヲ一言ニシテ申セバ、時代ノ要求ニ即應シテ、我が國ニ於ケル民主主義ノ傾向ノ復活強化ヲ促進シ、労働階級ノ福祉ヲ増進シテ、社會進歩ノ法則ニ歩調ヲ合セントスル爲メ」立法デアリマス、蓋シ聯合國最高司令部ヨリ帝國政府ニ對シ労働組合ヲ促進助長スベキ旨ノ要請ガ發セラレタノモ亦右ノ趣旨ニ外ナラヌモノト思考致シマス、

此ノ機會ニ於テ帝國政府ハ、我が國產
業ノ再建ノ上ニ重要ナ地位ヲ占メル勞
働ノ統一秩序ヲ與ヘ、其ノ勞働條件
ヲ適正ニシ、勞働意欲ヲ積極ノ品揚
セシメ、勞働組合ノ健全ナル結成
活動ヲ保護助成セントスル意圖ヲ以テ
本法案ヲ提出シタルデアリマス」ト言
ハレテ居リマス（其ノ通りデヤナイ
カ）ト呼ブ者アリ之ニ依ツテ見マスル
ナラバ、從來ノ如ク少數ノ企業主支配
トヲ以テ、命令ノ多數勞働者ニ臨ム
封建的態度ヲ一擲シ、事業經營ニ於ケル
勞働ノ意義ト價值トヲ確認シ、勤勞
者ノ人格ヲ尊重シ、彼等ノ知性ト情熱
トヲ結集シテ、之ヲ事業ノ企畫運營ニ
活カシ、自主自律、積極ノ能力ノ最
善ヲ國家ノ再建ニ協力セシメントスル
意圖ニ出デテ居ルコトハ、火ヲ賭ルヨ
リモ明カデアリマス、勞働者ノ正當ナル
發言ヲ支持強化スル爲ニ團結權ヲ認
メ、職務ニ安住シ得ル途ヲ開ク爲ニ交
渉權ヲ認め、而シテ勤勞者ノ正當ナル
主張ガ阻止セラレントシタ場合ニ於
テ、勤勞大衆ノ最後ニシテ唯一ノ途デ
アル爭議權ヲ確認致シマスノモ是ガ
爲デアリマス、斯ク考ヘマス時ニ、或
ハ巧ミニ勞働爭議抑壓ノ意圖ヲ内藏
シ、或ハ團結權、爭議權ヲ否認スルガ
如キ内容ヲ有スル本法案ハ、時代ノ要
求ニ即應セズ、民主主義的傾向ノ復活
強化ヲ阻碍シ、勤勞階級ノ福祉ヲ害ス
ル點ニ於キマシテ、正ニ社會進步ノ法
則ニ逆行セントスルモノデアリマスノデ
（拍手）我々ハ斷ジテ之ニ與スルコトガ
出来ナイノデアリマス

事業ノ按打爭議ヲ禁止シテ、國家公衆
ニ於テ爭議行爲ノ發生ニ對處スル爲ニ
必要ナル餘裕ヲ與ヘ、且ツ此ノ期間、
輿論ノ批判ヲ十分ニ受ケルコトガ出来
ルヤウニ致シマシテ云々ト説明サレテ
居リマスガ、是ハ爭議抑壓ノ意圖ヲ最
モ巧ミニ擬裝隠蔽シタモノトシテ、疑
ヒヲ持タザルヲ得ナイノデアリマス
（拍手）即チ此ノ三十日間ハ、使用者側
ハ絕對ニ敗ノ防禦陣地ヲ構築スル期間
ニナリ、又輿論ヲ自己ニ有利ニ誘導展
開セシメントスル爲メ、謂ハバ「スバ
イ」暗躍ノ舞臺ニナルノデアリマス、公
益事業ニ於ケル爭議ハ、輿論ノ支持ナ
クシテ成立チ得ナイノガ其ノ原則デア
リマス、萬一爲ニセントスル一部指導
者ニ依ツテ、好マシカラザル爭議ガ起
ツタト致シマシテモ、斯カル場合、嚴
肅ナル國民ノ輿論ノ批判ハ、必ずヤ彼
等ノ反省悔悟セシムルコトヲ信ジテ疑
ハナイノデアリマス（拍手）先程私ハ誰
方カガ勤勞大衆ヲ引摺ツテ云々ト云フ
言葉ヲ此處カラ發セラレタヤウニ耳ニ
シテ居リマスガ、現在ノ勤勞大衆ハ、
甘イ言葉ヲ引摺ラレル程、其ノ批判力
ガ低味愚劣デハナイト思ヒマス（拍手）
政府ハ宜シク、一部策動者ガ假ニアツ
タト致シマシテモ、是等ニ對シテ嚴々
トシテ恐ル、コトナク、又之ニ依ツテ
多數善良ナル勤勞者ヲ疑ヒ、之ヲ拘束
スルガ如キ消極的態度ニ出ルコトナ
ク、寧ろ積極的ニ、勤勞者ハ勿論一般
國民ニ對シマシテ、勞働立法ノ何モノ
デアルカヲ能ク知ラセ、又之ニ對スル
正シキ批判ト態度トヲ養成ニ積極的ニ
進出スベキデアルト思フノデアリマス
（拍手）

テ居リマス官吏ノ爭議抑壓禁止ニ關
スルモノデアリマス、由來是等ノ人達
ガ極メテ非薄ナル待遇ニ耐ヘテ、其ノ
職責ヲ果シツ、アツタコトニ對シマシ
テハ、萬人異論ナク之ヲ認ムル所デア
リマス、而シテ深刻ナ食糧不安ガ昂進
スル「インフレ」ニ依ツテ是等官吏ノ
生活ハ洵ニ脅カサレテ居リマシテ、而
モ日毎ニ増加シテ行キマス失業者群ヲ
前ニシテ、之ヲ我が身ニ襲ヒ掛カル明
日ノ自分ノ姿ニ思ヒマス時ニ、勤勞者
ノ生活ハ不安ト云フヨリハ、寧ろ悲痛
其ノモノナノデアリマス、斯カル場合
ニ團結權、爭議權ヲコソハ、彼等ヲ精神
的ニ安定セシムルト共ニ、其ノ生活ヲ守
ル爲メ唯一ノ途ナノデアリマス、隨テ
法律ニ依リ強權ヲ以テ之ヲ抑壓セント
スルガ如キハ、却テ多數官吏ヲシテ
常ニ不安動搖、不平抗争ノ一途ヲ辿ラ
シムルモノデアリマシテ、（拍手）決シ
テ賢明ナル政治ノ道デアルトハ言ヘナ
イノデアリマス、若シ夫レ彼等ノ人格
ヲ尊重シ、其ノ責任感ニ期待シ、信頼
スルノ雅量ヲ以テ臨ミマスナラバ、彼
等ハ自奮自勵、事務ニ、事業ニ、其ノ
全力ヲ傾倒シテ著シク業績ヲ擧ゲルデ
アラウコトハ、斷ジテ疑ヒノナイ所デ
アリマス（拍手）私ハ、士ハ己ヲ知ル者
ノ爲ニ死スト云フ言葉ヲ、今ノ指導階
級ノ人達ガ沁ミ、御考ヘニナランコ
トヲ切望シテ已ミマセス、更ニ爭議權
ト爭議行爲トヲハツキリト區別シテ居
リマス是等官吏ノ人達ハ、我々ハ徒
ラニ爭議行爲ニ出ヅルコトヲ考ヘテ居
ルノデハナイ、願フ所ハ、與ヘラレタ
職分ニ安住シテ、國民ノ公僕トシテ官
廳ノ民主化ニ寄與貢獻セントシテ居ル
ト云フコトヲ切實ニ物語ツテ居ルノデ
アリマス、是等ノ事實ニ微シマシテ、

私共ハ愈々抑壓規定ノ無意味デアルコ
トヲ叫バザルヲ得ナイノデアリマス
（拍手）
先般政府ハ食糧ノ供出ニ關シマシ
テ、驚々タル非難ト反對トヲ押切リマ
シテ、政府ハ取ツテ食糧供出ノ爲メ唯
一ノ傳家ノ寶刀トシテ、強權發動ノ承
認ヲ求メマシタ、然ルニ今ヤ政府ノ部
下トシテ最モ信頼シ、最モ愛護スベキ
全國幾百萬ノ官吏ガ、彼等ノ生活ヲ
護ル最後ニシテ唯一ツノ武器デアル爭
議權ヲ、傳家ノ寶刀トシテ要求スル、
此ノ切ナル聲ニ耳ヲ傾ケナイノハ如何
ナル理由デアリマセウカ（拍手）私ハ茲
ニ封建性ヲマザ、ト見セ付ケラレル
感ナキヲ得ナイノデアリマス（拍手）
「ソナ論理ガアルカ」ト呼ブ者アリ
次ニ本法案ガ其ノ提出ノ時期ヲ誤ツ
テ居ルコトニ關シマシテハ、既ニ幾多
述ベラレマシタガ、政府ハ此ノ點ニ關
スル輿論ニ應ヘントシテカ、最近勞働
基準法其ノ他各種ノ案ヲ提示サレテ居
リマス、（ノノノ）「元カラ出来テル
ヨ」ト呼ブ者アリ之ニ關シマシテ思ヒ
マスコトハ、茲ニモ亦所謂生活ニ困ラ
ナイ階級ノ錯覺ガ、勞働行政ノ眞諦ヲ
把握シ得ナイト云フコトヲ言ヒタイノ
デアリマス（拍手）即チ勤勞者ニ取リマ
シテハ、今日ノ生活ガ問題デアル、明
日ノ生活ガ問題ナノデアリマス（拍手）
明日ノ百圓ヨリモ、今日ノ五十圓ガ彼
等ヲ助ケル場合ガアルノデアリマス
（拍手）如何ニ立派ナ效果アル施策ヲ示
サレマシテモ、半年先ニ與ヘラレルノ
デアリマシテハ、是ハ決シテ勤勞者ノ
生活ヲ理解シテ居ルモノトハ言ヘナイ
ノデアリマス、ソレハ恰モ病人ニ對シ
マシテ、病篤キニ及ンデ名醫ヲ迎ヘル
コトヲ豫約スルノ愚デアルノデアリマ

（拍手）
（副議長退席、議長著席）
更ニ又私ハ、政府及ビ自由、進步兩
黨ノ諸君ガ熱心ニ唱ヘラレル勞資ノ協
調並ニ産業平和ノ主張ニ付キマシテ、
簡單ニ一言致シマス、是等ノ主張ニ對
シマシテハ、正面カラ反對スル者ノ少イ
ノハ明ラカデアリマス、併シナガラ此
ノ洵ニ綺麗ナ言葉ハ、爭議原因ノ根本
的ナ除去、解決ニ對スル現實的ナ具體
的ナ施策ト、是ガ實現ニ對スル誠意ア
ル努力トガ同時ニ示サレナケレバナラ
ナイト云フコトヲ主張スルノデアリマ
ス、斯クシテ初メテ勞資協調、産業平
和ノ言葉ニ耳ヲ傾ケルノ價值ヲ認メル
ノデアリマス、美シイ言葉ニ依リマシ
テ我々ノ主張ガ醜陋サセラレルヤウナ
コトガアツテハナラナイノデアリマス
（拍手）尙ホ此ノコトニ付テ思ヒ起シマ
スコトハ、過去ニ於ケル勞資協調ノ運
動ガ、果シテ如何ナル形式ト内容ト實
質トニ於テ推進サレタカト云フコトデ
アリマス、サウシテ其ノ結果ガ勞働
者、資本家ノ兩方ニ等シク幸ヒラ齎シ
テ來テ居ツタカドウカト云フコトモ、
嚴密ニ檢討サルベキコトナノデアリマ
ス（拍手）
最後ニ私ハ、前議會ニ勞働組合法
ガ提出致サレマシタ時ニ於ケル、自由
黨並ニ進歩黨代表ノ演說ノ言葉ヲ思ヒ
起シマス、ソレハ日本産業ノ再出發ニ
當リマシテ、勤勞者ノ地位ヲ向上スル
ニ最モ必要ナ法律ヲ制定セラレマスコ
トハ洵ニ當ラ得タルコトデアリマシテ
云々ト言ヒ、更ニ本法ノ通過ニ依ツテ
我ガ國勞働者ノ待遇ヲ世界の水準ニ引
上ゲタイト、絶續ノ中ニ滿場一致可決
サレタノデアリマス、然ルニ其ノ組合
法ガ、今ヤ本法案ノ通過ニ依リマシテ

其ノ意義ノ大半ヲ失ヒ、而モ感激ニ涙シツ、先日通過致シマシタ憲法案案ニ示サレタ勞働者ノ權利ガ、此ノ法案ノ通過ニ依リマシテ空文化セラレントスル危機ニ直面シテ居ルコトヲ考ヘマス時ニ、私ハ諸君ト共ニ此ノ案ノ通過ヲ阻止スルコトニ努メナバラナイノデアリマス（拍手）以上所感ヲ述ベマシテ、電ネテ反對ノ意ヲ明ラカニ致シマス（拍手）

○議長(山崎猛君) 戸叶里子君

〔戸叶里子君登壇〕

○戸叶里子君 私ハ勞働關係調整法案ニ對シ、無所屬俱樂部ノ反對者ヲ代表シテ、一言反對意見ヲ述ベサセテ戴キタイト思ヒマス(拍手)

本法案ニ對シ、社會黨ハ既ニ勸告者
 ノ立場カラ反對意見ヲ述ベラレマシ
 タ、私ハ必ズシモ階級の立場ニ立ツモ
 ノデハアリマセヌガ、國民代表ノ一人
 トシテ、結論トシテハ反對セザルヲ得
 ナイモ、デアリマス(拍手)

日本ノ民主化ハ、政治的民主主義ノ實現ト並行シテ、經濟的民主主義ノ確立ヲ行ハレナケレバナリマセヌ(拍手)此ノ趣旨ノ下ニ、人權ノ尊重ガ強調セラレ、新憲法ガ制定セラレタバカリノ本議會ニ於キマシテ、此ノ民主憲法精神ニ反ストシカ思ハレナイ本法案ノ提出サレマシタコトハ、事ノ意外ニ驚カザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)私達ハ平和的勤勞國家ノ建設ニ當リ、國際間ノ戰爭ヲ拋棄スルト同ジ精神ノ下ニ、國內ニ於テモ出來ルダケ國內戰爭的對立抗爭ノ展開ヲ避ケナケレバナリマセヌ、併シ其ノ結果ヲ非難スルヨリモ、寧ロ原因ヲ突止メ、之ヲ取除ク爲ニ最大ノ努力ガ拂ハレナケレバナラナイト思ヒマス(拍手)鬭爭ヲ回避シテ

モ、人權が尊重セラレ、生存權が保障セラレルヤウナ社會の安定が確保サレナイ限り、社會の矛盾ト不合理ヲ是正スル合法的闘争ヲ否定スル譯ニハ參リマセヌ（拍手）民主主義社會ノ完成ハ、勤勞大衆ノ生活ノ保障ナクシテ、爭權ノ剝奪下云フヤウナコトデハ到底實現出來ナイト思ヒマス（拍手）本法案ノ賛成ノ人達デスラモ、本法案ノ附帶法ノ議トシテ、勞働基準法ノ制定ト官公吏ノ待遇改善委員會ノ設置等ヲ提唱セラレテ居リマスガ、ソレ等ノ實現ヲ見ザルニ先ダチ、本法案ノミヲ無理押シシテ通過セシメントスル意圖ガ那邊ニアアルカ、了解ニ苦シムモノデアリマス（拍手）

戰後ノ經濟的混亂、「インフレ」ノ品
進ニ依ル生活ノ窮乏カラ、爭議ガ頻發
シ、深刻化サレテ、アリマスガ、官公
吏竝ニ一般公益事業従業員ノ人達ハ、
其ノ生活權擁護ノ死物狂ヒ思ハレル
爭議ニ於テスラモ、特殊ノ異例ヲ除イ
テハ殆ド行過ギガ行ハレテ居ルトハ思
レマス、假令多少ノ行過ギガアツタ
ト思ハレル所ニ於テハモ、内部カラ
批判ガナサレ、輿論ガ之ニ警告ヲ加
ヘ、又ソコニ反省ガ行ハレテ居リマ
ス、此ノ苦悶ト此ノ態度コソ、民主主
義發達途上ニ於ケル正シイ方向デア
ルト思ヒマス（拍手）勞働組合ノ健全
ノ努力スルコソ、民主主義政府ノ執
ルベキ態度デハナイデセウカ、先般私
ノ郷里栃木縣ニ於テ、教員組合ノ人達
ガ、全國ノ最低待遇ヲ打開スベク、辭
表ヲ懷ロシテ將ニ爭議ニ入ラウトシ
マシタガ、縣當局ノ善處ニ依ツテ問題
ハ解決サレマシタ、之ヲ以テシマシテ
モ、當局ニ誠意ガアルナラバ、爭議ハ
未然ニ防ゲルト思ヒマス、國鐵爭議ノ

如キモ、當局ガ誠意ヲ以テ交通網ノ擴張ヲ圖リ、人員整理ヲ回避スルナラバ、「ゼネラル・ストライキ」ノ危機招クコトナシニ問題ハ解決サレルト思ヒマス（拍手）

當テ第一次歐洲大戰ノ後、英國、ドイツ、イド・ジョージ」ガ提唱シマシタヤウ
ニ、鐵道事業ノ復興ト擴張ガ、戰後失
業救済ノ國策トシテ、當然採用サルベ
キ性質ノモノデアリマス、官公吏並
一般公益事業従業員ノ人達ハ、國民ノ
中ニ於テモ比較的常識ト判斷力ヲ具備
シタ人達デアルト認メラレテ居リマ
ス、是等ノ人々ガ、常軌ヲ逸シタ非常

識ナ行動ヲ執ルトハ思ハレマセヌ、ソ
レナノニ政府ハ、自ラノ部下タルソレ

等ノ人々ヲ信賴セズシテ、何人ガ之ヲ
信賴スルコトガ出來ルデアリマセウ
〔拍手〕勞働調整法案ハ、官公吏ヲ格子
ナキ牢獄ニ封ジ、之ヲ石化シ、警戒
線ヲ張り、其ノ人格ヲ無視シタ惡法デ
ス、斯クノ如ク政府ト官公吏トノ間ニ
相互ノ信賴感ヲ失ハシムルヤウナ法案
ハ、宜シク即座ニ撤回スベキデアルト
思ヒマス〔拍手〕勞働組合ニ依ル團結精
ヲ認メナガラ、其ノ爭議權ヲ認メナイ
ト云フ態度ハ、人間ニ生命ヲ與ヘナガ
ラ、人間ニ生命ナキ人形ニナレト云フ
ニ等シイデアハリマセウカ〔拍手〕權力
のナ法ノ抑制ヨリモ、常識のナ自省ノ
方ガ、眞ニ社會秩序ヲ齎スモノデア
ルコトヲ信ジマス、生存ヲ保障シ、人權
ヲ尊重セヨトノ人權擁護ノ建前カラ、
新憲法ノ精神ヲ身ニ體シテ、私ハ本案
ニ反對スル次第デアリマス〔拍手〕
○議長（山崎猛君） 志賀義雄君
〔志賀義雄君登壇〕
○志賀義雄君 逢澤委員長ハ、勞働組
合法ト勞働基準法案トハ車ノ兩輪ヲナ

スモノデアリ、只今討論中ノ勞働關係調整法案ハ其ノ「シヤフト」デアルト言ハレマシタガ、是ハ「シヤフト」デハナクテ、横カラ突込シタ株デアリマスカ、(拍手)是デハマダ、不完全デアリ、又非常ニ不十分ニシカ活用サレテ居ナイ勞働組合法ト、來ルベキ勞働基準法ト云フニツノ兩輪ハ、巧ク動クドロコカ、ガタ／＼ニナツテシマフノデアリマス、是ハ勞働關係調整法ト云フヨリモ、寧ロ勞働關係調整株ト云ツタ方ガ宜イト思ヒマス、我々共產黨ハ、コンナ株ニ賛成スルコトハ出來マセズ、絶對反對デアリマス

先程江崎君ハ、社會黨ハ腕ト眼ニ自
信ガナイカラ反對スルノダト言ハレマ

シタガ、私ハ江崎君ノ意見トハ反對ニ、政府ニ於テ日本ノ労働問題ヲ正シク處理スル力ガナシ、自信ガナシカラ、コソナ亂暴法案ヲ出スノダト言ヒタイノデアリマス(拍手)竊ニ政府ニ對シテ最高司令部ハ、日本ノ民衆ハ必ズシモ吾田内閣ヲ支持シテ居ナイト言ツテ居リマスガ、此ノ點ニ付テ先程自由黨ノ代表及ビ進歩黨ノ代表諸君カラ、頻リニ社會黨ニ對シテ政略ヲ加ヘテ居タヤウデアリマスガ、ソレヨリモ政府ノ官僚的ナ政策ニ對シ、江崎君ハ、國民ノ大多數ノ支持ヲ得テ居ル政府ヲ支持ヲ得テ居ナイト言フ其ノ政府ノヤリ方ニ對シテ、突達ンデ行クベキ所ハナゼモ突達マナインカ、更ニ勞務法制審議會ノコトヲ原君ハ引用サレマシタガ、私ハ其ノ委員會ニ出テ居リマスカラ、能ク知ツテ居リマスガ、討論ヲ續ケテ行ク内ニ、社會黨ノ委員ノ諸君モ我々モ同ジク此ノ法案ニ反對シタノデアリマス、サウシテ私ハ自由黨、進歩

黨ノ諸君ニ伺ヒタイノデアリマスガ、
社會黨ガ國民主權ヲ提唱シタ時之ニ反
對シテ置キナガラ、後ニ委員會ノ途中
ニ於テ突如トシテ國民主權ト云フ文句
ヲ入レルコトヲ言ハレタノハナゼデア
リマスカ(拍手)勞働爭議ヲ調停スル法
律ハ「アメリカ」「イギリス」「カナダ」等
ノ民主主義國ニモアルノデカラ、之ヲ
日本ニ實現スルノ彈壓法ト言フノハ
當ラナイト言ハレマシタガ、一ツノ法
律ト云フモノハ、假令同ジ形ヲ取ツテ
居テモ、ソレガ立派ナ文句ニ依ツテ判
斷サルベキモノデハナクシテ、如何ナ
ル諸條件ノ下デ、如何ニ運用サレル

カ、即チ誰ガ誰ニ對シテドウスルカ、
之ニ依ツテノミ正シイ判斷ガ出來ルノ

デアリマス（拍手）

關係方面ノ昨年十二月二十五日ノ指令ニ依リマス、國民ノ一部ニハ、組合運動ノ目的ハ唯産業ノ混亂ヲ來スコトデアルト誤解シテ居ル向キガアルト云ツテ居リマス、所ガ此ノ國民ノ一部ト云フノガ、外デモナイ、第一ニ政府ノ官僚デアルト云フノガ事實デアリマス、吉田内閣ガ、勞働組合ノ爭議ヤルコトハ唯産業ノ混亂ヲ來スコトデアルト信ジテ居ル證據ニハ、本法案第一條ニ、「この法律は、勞働組合法と相俟つて、勞働關係の公正な調整を圖り、勞働爭議を豫防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もつて經濟の興隆に寄與することを目的とする。」ト云ツテ居リマスガ、是ハ勞働爭議ガ産業ノ平和ヲ紊シ、經濟ノ興隆ニ反スルト云フ考ヘ方カラ出發シテ居ルコトヲ示スモノデアリマス

「ナチス」ノ「ドイツ」ヤ、「フナッショ」ノ「イタリヤ」デハ、「ストライキ」ハ平和ト秩序ヲ紊スモノトシテ、暴力

ヲ以テ取締ラレテ居リマシタ、軍閥、官僚、財閥ノ支配シテ居タ戦時中ノ日本デモ同様デアル、川崎造船所ノ愛知時計電氣工場ニ於テハ、當時「ストライキ」ノ指導者ガ極刑ヲ受ケタト云フ事實ガアルノデアリマス、サウシテ第二次世界大戦中、「アメリカ」ノ炭坑ニ於テ大「ストライキ」ガ行ハレタコトヲ指シテ、當時日本ノ支配者ト其ノ代辯者ハ、是デカラ「アメリカ」ノ労働者ハ國家ヲ思フ念ニ薄イ個人主義者デアリ、階級的利己心ニ凝リ固マツテ居ルカラ、戦争ハ「アメリカ」ノ負ケニ終ルト言ツタモノデアリマス（拍手）

又第一次世界大戦ノ時、「イギリス」ノ労働組合ハ、事毎ニ政府、資本家ト争ツテ、労働者トシテノ權利ヲ伸張シ、戦争ノ爲ニ其ノ生活ガ不當ニ抑下セラレルコトニ反對シタノデアリマス、之ヲ見テ「ドイツ」ノ帝國主義者ハ、「イギリス」ノ敗北、「ドイツ」ノ勝利ヲ得得トシテ豫言シテ居リマス、而モ第一次、第二次大戦共ニ争議ヲ彈壓シナカッタ「イギリス」、「アメリカ」側ノ勝利ニ終ツタノハ何故デアルカ、戦争中デモ、近來民主主義ノ原則ガ全面的ニ無視サレズ、労働者ガ争議權ヲ認メラレテ居ル國デハ、ソレガ國民ノ分裂ガ内面的ニ深化シテ居ナカッタカラデアリマス、之ヲ逆ニ言ヘバ、「ドイツ」、「イタリア」、「日本」デハ、争議ヲ壓迫スルコトバカリニ専念シテ居タ爲ニ、却テ今日ノヤウナ慘メナ状態ヲ來シタト言ハザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）

社會的ニ必要ナ生産手段ガ私有セラレ、労働者ガ其ノ勞働力ヲ賣ルコトニ依ツテ生活スルコトヲ餘儀ナクサレテ居ル現代ノ社會デハ、時ニハ労働關係ガ争ヒニ陥リ、争議ガ發生スルノハ寧ロ當然ノ現象デアリマス、ソレニ依ツテ、ソレヲ巧ミニ解決シテ行クコトニ依ツテ、新シイ民主主義の秩序ガ生レルノデアリマス、ソレガ民主主義ノアリノ儘ニ姿デアリマス、ソレヲ頭カラ産業ノ平和ニ悖ルモノト看做シテ、本法案ニハ、争議ハ社會的ナ犯罪デアルト云フ封建的ナ官僚的ナ考ヘ方ガゴビリ付イテ居ルコトヲ證明スルモノデアリマス（拍手）若シ是ガ通過スルナラバ、日本ノ民主主義ハ促進サレドコロカ、却テ阻止サレルト云フ結果ニナルノデアリマス（拍手）

現ニ讀賣新聞争議ニ於テ、警察ハ、「デスク」デ仕事ヲシテ居ル者ヲ暴力ヲ以テ引張り、サウシテ「モウ聴イタ、何過目ダヨ、君ハト呼ブ者アリ」宜シイ、新シイコトヲ今言ヒマス、未決收容中ノ四人ノ社員ヲ、検事ト共ニ拘置所ノ看守トガ關係方面ニ連レテ行キマシテ、先程江崎君ハ労働課ト労働諸問委員會ノコトヲ言ハレマシタカラ、私モ敢テ茲ニ例ヲ引キマスガ、其ノ時ニ檢事ト看守トハ、アラウコトカ、關係方面ノ前ニ、編笠ヲ冠セ、手錠ヲ掛ケタ健連レテ行ツタノデアリマス、ソコデ向フノ主任ノ人ガ大變怒ツテ、「君ハ何ダ、看守ニ聴ク、「看守デアリマス」、「ゲット・アウト」出テ行ケ」、「君ハ何ダ」、「私ハ檢事デアリマス」、「ゲット・アウト」君モ出テ行ケ、日本ノ官憲ト云フモノハ、是程マデシテ國際的ナ恥辱ヲシナガラ、労働争議ヲ彈壓シヨウトシテ居ル、ソレハ他デモナイ、實ニ今ノ吉田内閣ノ下ニ於テデアリマス（拍手）ソコデ官憲ノ干渉ガ輿論ノ批評ヲ浴ビルト、今度ハ會社側ハ暴力ヲ用ヰツテ、印刷工員ニ暴行ヲ加ヘ、争議團ノ食糧品ヲ私有物ニマデ

手ヲ掛ケタノデアリマスガ、是等ニ對シテ當局ハ何等ノ處置ヲモ未ダ講ジテ居ナイノデアリマス、然ラバ斯ウ云フ政府ニ依ツテ労働關係調整法ガ運用サレタラ、如何ナル結果ニナルカ、實例ハ是デケデハナイ、北海道デハ炭礦會社側ノ御用暴力團ガ、組合ノ破壊ヲ御用組合化ニ熱中シテ居ルノヲ果シテ政府ハ取締ツタコトガアルカ、山本弘ト云フ憲兵上リノ暴力團ノ指導者ガ恣ニ活動シテ居ルノヲ、日本ノ政府ハ取締ツタゴトガアルカ、福岡縣ノ寶珠山炭礦デハ、會社ノ御用暴力團ノ爲ニ労働組合ノ指導者ガ殺サレタ事實ガアル、之ニ對スル當局ノ態度ハ海ニ手温イモノデアル、又當磐地方ノ高萩炭礦争議デハ、組合事務所ヲ會社暴力團ガ襲ツタ時ニハ、正當ニ事務所ヲ防衛シタ組合員ヲ、傷害罪ト云フ名義デ以テ起訴收容シテ、未ダニ釋放シナイ儘デ居ル、争議交渉ニ於ケル労働組合側ノ態度ヲ云々スル當局トシテ、斯ウ云フ企業者側及ビ其ノ御用團體ノ態度ニ對シテ、今マデ、一度ダツテ取締ツタコトガナイノデアル

故ニ斯ウ云フ政府ノ下デ此ノ労働關係調整法ガ施行サレナラバ、ソレハ労働者ニ取ツテ、正ニ労働關係調整法ガ首切りノ道具ニ使ハレルコトハ火ヲ賭ルヨリ明カデアリマス（拍手）江崎君ハ職場ノ活性化ト協調トガ必要デアルト言ヒマシタ、併シ今ノ政府ハ何ヲヤラウトシテ居ルカ、労働關係調整法ガ衆議院ニ上程サレタ途端ニ、運輸省ノ國鐵當局ハ大量ノ首切り計畫ヲ發表シタデハナイカ、又全國各地デ首切りガ事實ダシ、始マツテ居リマス、詰リ此ノ労働關係調整法ト云フモノハ、來

ルベキ企業整備ヲ法律的ニ正常化スル爲ニ資本家ニ依ツテ利用サレルト云フ、何ヨリモ雄辯ナ證據デアリマス（拍手）

戦後日本ノ労働者ガ賃金ヲ上ゲルコトノ出来タノハ、決シテ資本家ノオ情ケニ依ツタモノデハナイ、ソレハ唯争議ニ依ツテ、賃金値上ヲ獲得スルコトニ依ツテ、其ノ生活權ヲ擁護シ得タノデアリマス、其ノ争議ト云フモノモ、今ハ國民全體ガ物資ニ惱ンデ居ル時デアラカラ、生産管理ト云フ形ヲ以テヤツタ、然ルニ吉田内閣ハ、社會秩序保持聲明デ、生産管理ヲ非法ダト言ツテ片付ケテ居ル、サウシテ其ノ論據トスル所ニハ、争議ノ手段トシテノ一時的ナ生産管理、法律的ニ言ヘバ事務管理、ソレヲ革命ニ於ケル生産管理或ハ私有財産權、企業權ノ侵害被棄デアルカノ如ク「デマ」ヲセツテ居ルノデアリマス、然ラバ其ノ吉田内閣ハ、資本家ノ生産「サボタージ」ニ對シテハ今マデ何ヲヤツタカ、進歩黨ノ原君ハ、若シモ生産「サボタージ」ヲヤル資本家ガアツタナラバ、斷乎トシテ之ニ反對スルト言ハレタガ、正田製作所ノ正田社長ガ、事業場ヲ閉鎖シテ一切ノ資金ヲ持逃ゲシ、労働者ニモ賃金ヲ拂ハナカッタコトニ對シテ、果シテ原君ハ斷乎トシテ、攻撃サレタカドウカ（拍手）更ニ石炭業ノ例ヲ採ルナラバ、政府ハ日本ノ財閥ヲ主トスル石炭業者ノ生産「サボ」ニ對シテ何等「メス」ヲ入レルコトナク、之ニ對シテ次々ニ補給金ノ増額ヲ與ヘテ居ルデハナイカ、斯ウ云フ政府ガ、生産「サボタージ」ニ對シテ適宜ノ處置ヲ執ルト言ツテ見タ所デ、日本ノ労働者ハ誰一人トシテソレヲ信用スル者ハナイノデアリマス（拍手）労働者

ハ何モ好キ好シデ争議ヲヤルモノデハアリマセヌ、如何ニ争議ノ巧ミナ共產主義者ト雖モ、労働者ガ生活ノ苦シサカラ起チ上ルト云フ氣持ガナイ時ニ、争議ヲ製造スルコトハ出來ナイノデアリマス、斯ウシテ労働者ガ已ムヲ得ナイ理由カラ起ス争議ヲ、産業ノ平和ヲ案スモノト斷定スルノハ、政府ガ戦争ニ負ケタ其ノ尻拭ヒヲ、労働者ガ供給生活者ダケニ押付ケ、財閥ガ分ケ取りヲスルコトヲ指シテ産業ノ平和ガ維持サレルト云フコトヲ言ハウトシテ居ルノデアリマス（拍手）

殊ニ公益事業ト稱シテ、其ノ従業員ノ争議ニ特別ノ制限ヲ設ケルノハ、事實上彼等ノ争議權ヲ骨抜ニスルコトデアリマス、公益事業、々々々々ト言フケレドモ、一體公益事業デナイ生産、交通事業ガ一ツデモアルカ、ソレヲ何故特ニサウ云フ風ニ言フカ、是ハ一國ノ主要ナ點ニ於ケル事業ノ争議ヲ抑ヘテ置ケバ、全體ヲ抑ヘルコトガ出來ルト云フ魂膽カラ出テ居ルノデアリマス（拍手）先程カラ拔打争議ニハ反對デアラカラ、三十日ノ期限ヲ設ケルコトハ正シイト云フコトデアリマシタ、今年ノ二月ノ省電争議ト云フモノモ、一般ニハ拔打争議デアルカノ如ク鐵道當局ニ依ツテ宣傳サレマシタガ、實ハサウデハナイ、アレハ安全運轉ヲヤラナケレバ電車ガ燒ケテシマフ、斯ウ云フコトヲ従業員ノ方カラ提唱シタ時ニ、當局ハソレニ反對シタ、アノ時ニヤツテ置ケバ、今ニナツテ鐵道當局ガ、前ノ方ニ繼グヲシ、「モーター」ノ心臟ノ燒ケルノヲ描イタ、アンナ滑稽ナ漫畫ヲ電車ノ中ニ發表スル、必要ハナカッテデアリマス、所ガ鐵道當局ハ此ノ前ノ省電争議ニサウ云フ「デマ」ヲ

ハ何モ好キ好シデ争議ヲヤルモノデハアリマセヌ、如何ニ争議ノ巧ミナ共產主義者ト雖モ、労働者ガ生活ノ苦シサカラ起チ上ルト云フ氣持ガナイ時ニ、争議ヲ製造スルコトハ出來ナイノデアリマス、斯ウシテ労働者ガ已ムヲ得ナイ理由カラ起ス争議ヲ、産業ノ平和ヲ案スモノト斷定スルノハ、政府ガ戦争ニ負ケタ其ノ尻拭ヒヲ、労働者ガ供給生活者ダケニ押付ケ、財閥ガ分ケ取りヲスルコトヲ指シテ産業ノ平和ガ維持サレルト云フコトヲ言ハウトシテ居ルノデアリマス（拍手）

ヤツテ居ルノデ、今更組合ヲ對シテ、アナタ方ノ安全運轉ガ正シカツタカラ、ソレヲヤツテ呉レト云フコトハ頼メナイノデ、實ハ四苦八苦シテ居ルト云フノガ實情デアツタノデアツテ、決シテ如何ナル場合ニモ勞働者組合ハ拔打爭議ヲヤルモノデハアリマセヌ、況シテ大キイ事業ニ於テハ、是ハ手品デハナイカラ、全體ノ意思ヲ總メル上ニモ、又先方ト交渉スル上ニモ、數十日ノ日時ヲ要スルコトサヘアルノデアツテ、如何ナル場合ニモ、拔打爭議ト云フモノハアリ得ナイ、是ハ勞働運動ノ實情ヲ知ラナイ方ガ、拔打ナドト言ツテ心配サレルダケノコトデアリマス（拍手）サウシテ其ノ三十日ト云フ日ハ、「アメリカ」ノヤウニ勞働組合ガ巨大組織デアリ、多年ニ互ツテ爭議基金ヲ積立テ、又民主主義的訓練ヲ受ケテ、勞働者ノ基本的人權ヲ自ラ守ルコトニ慣レテ居ル國デアツテハ、是ハ買収ト云フコトモ、干渉、切崩シト云フコトモアリマセヌデ、詰リ原君ノ所謂「フェアー・プレー」ガ行ハレマセガ、日本デハサウ云フ「フェアー・プレー」ガ行ハレナイ、現在此ノ議場ニ於テ我々ガ新憲法ヲ審議シテ居ル其ノ外デ、勞働組合ノ「ストライキ」ニ對シテ官憲ガ干渉ヲヤリ、資本家側ガ買収ヲヤツテ居タデハナイカ、況シテ第三十八條デ官公吏ノ爭議行爲ヲ禁止スルコト云フ條項ガアリマスガ、之ニハ二ツノ意義ガアリマス、第一ニハ、官公吏ト云フモノヲヤハリ今マデノヤウニ人民カラ切離シテ、人民ニ對スル特權者保護ノ道具ニ使ハウ云フ意圖ガアルカラデアリマス、是ハ此ノ議場デモ屢々問題ニナリマシタ官公吏勢力温存ノ魂膽デアリマス、爭議權ヲ禁

止スル代リニ、官公吏ニ對シテハ其ノ待遇ヲ主務大臣及ビ代表者ニ於テ十分考慮スルコト言フケレドモ、是ハ主君ニ忠勤ヲ勵メバ、其ノ生活ハ保障シテヤルト云フ、是レ亦封建の主従關係ノナ考ヘ方カラ出テ居ルモノデアリマス、（ソレハ違フ）ト呼ブ者アリ、爭議ヲ行ハセムコトナク、唯上カラノ同情ケニ依ツテ待遇ヲ改善シテ行クト云フコトガ、果シテ今日マデ一度ダツテ官公吏ニ對シテ行ハレタコトガアリマス、官公吏ノ方デ要求ヲ出スコトガナケレバ、決シテ政府當局ハ待遇改善ヲヤツタコトガナイノデアリマス（拍手）之ニ對シテ爭議權ヲ禁止スルコト云フコトハ、ドウシテモ其ノ官公吏ノ待遇ヲ一般ヨリ遅ラセル、茲ニ今日マデ日本ニ於テ非常ニ忌ハシイ事件トシテ類發シタ、例ノ收賄事件ト云フモノガ能ク起ル、是ハ結局官吏ノ待遇ガ惡イカラデアル、其ノ爲ニ斯ウ云フ事件ガ起ルノデアリマス、斯ウ云フ不祥事件ヲ防グ爲ニモ、寧ろ官吏ニ對シテ爭議權ヲ認メ、其ノ要求スル所ヲ、獨立ノ人格トシテ堂々ト獲得スル習慣ヲ官吏ニ與ヘル方ガ、民主主義ヲ進メル上ニ於テ最上ノ方法ナラデアリマス、現ニ主務大臣ノ方デ待遇ヲ改善スルコト言ヒナガラ、運輸省ニ於テハ何ガ行ハレタカ、待遇ヲ改善スル代リニ、十三萬人ノ首切リ計畫ガ發表サレテ居ルデハナイカ、是ガ待遇改善デアルカ、是デハマルデ主務大臣ノ慈悲心ト云フモノハ、「イソツブ」物語ニ出テ來ル狼ノ情ト同ジコトデアリマス、更ニ憲法審議ニ於テ政府ハ、勞働者ノ權利、勤勞者ノ權利、之ヲ別ノ法律デ決メルト云フケレドモ、併シ最近發表サレタ勞働基準法ニ於テモ、勞働憲章トシテノ性格ハ

少シモ持タレテ居ナイ、是ハ政府ガ、何レ勞働者ノ權利ニ屬スルコトハ他ノ法律デヤリマスト云ウタ約束ヲ、ミスミス反古ニシテ居ルモノデアル、勞務法制審議會ニ出テ來タ厚生省ノ役人ノ河合大臣以下一人ト雖モ、憲法ノ論議ノ際ニ斯ウ云フ約束ヲシマシタカラ、之ヲ入レテ下サイト云フ者ハナイノデアリマス、官公吏ト云フモノハ、其ノ社會的地位ニ責任ヲ持ツテ居ル爲ニ、減多ニ「ストライキ」ヲヤラナイ要求シ、之ヲ禁止シヨウトスル政府、全體ノ官公吏ニサヘ反對サレル政府ナラバ、ソレハ決シテ治安ヲ保持スル責任ヲ持テ得ナイ内閣デアリマスカラ、内閣ノ方デ寧ろ先シテ辭職スル方ガ宜イノデアリマス、故ニ官公吏ト云フモノハ、此ノ法律ガ出來ルナラバ、日本デ爭議權ノナイノハ女中ト守ト私共ダケデアリマスト云フツ、欺イテ居ルノデアリマス、詰リ官公吏勞働組合ガ、勞働關係調整法ヲ彼等ニ對スル最大ノ侮辱デアルトシテ、舉ツテ反對シテ居ルモノ正ニ此ノ爲ナラデアリマス、諸國務大臣ガ、去ル八月二十四日、記者會見ニ於テ發表シタ所ニ依レバ、企業者ハドウシテモ人員整理ニ不徹底ニナリ勝テアルカラ、サウ云フモノハ認メナイ、經濟安定本部ガ認メルヤウナ徹底ナ整理ヲヤラセルト云フコトヲ明言シテ居リマス、是等ハ今回ノ勞働關係調整法ニ於テ、政府ガ決シテ勞働者ノ利益ヲ侵害スルモノデハナイ、寧ろソレヲ救済シ、組合ノ健全ヲ發達スル爲ニヤツタト云フツタコトガ全ク嘘デアル、ヤハリ眞ノ魂膽ハ、整理ヲ徹底シヤツテ、首切りヤル爲ニ此ノ法律ヲ作ル、斯ウ云フ

風ナ意圖ヲ持ツテ居ルコトヲ、諸國務大臣ノ答辯ニ依ツテ我々ハ窺ヒ知ルコトガ出來ルノデアリマス、斯ウ云フ風ニ大層首切りノ爲ニ利用サレル勞働關係調整法ニハ、共產黨ハ絕對ニ反對デアリマス、ヨク……

〔何デモ反對デ〕賛成シタリ反對シタリシテ居ルデヤナイカト呼ビタル他發言スル者多シ

○議長（山崎猛君） 靜肅ニ

○志賀義雄君（續） 原君ガ言ハレルヤウニ、共產黨ハ賛成スル時モアルヤウニ、反對スル時モアル（何ヲ言フカ）ト呼ブ者アリ、議長ハ、速記録ヲ見レバ分リマスガ、滿場一致決サレタト云フコトヲ屢々言ツテ居ラレル、唯斯ウ云フ惡法ニ對シテハ、共產黨ハ曖昧ナ態度ヲ執ラス、終始一貫反對スルノデアリマス

最後ニ、今日民族の危機ト云フコトガ言ハレテ居ル、其ノ危機ヲ防ガウトシテ、民族「エネルギー」ヲ適當ニ發散サセルコトヲセズニ、蒸氣釜ニ入レタ蒸氣ノ出口ヲ塞グヤウナコトヲスルノガ此ノ勞働關係調整法デアル、若シモ、爭議ヲヤラセル所ハヤラセテ、堂々ト是ト爭フ所ハ爭ヒ、妥協スル所ハ妥協シテヤルナラバ、此ノ民族「エネルギー」ハ、日本ヲ再建スル爲ニ大ニ活用スルコトガ出來ル、ソレヲヤラナイヤウナ、塞グヤウナ、斯ウ云フ勞働關係調整法ニ對シテハ、共產黨ハ絕對ニ反對スルコトヲ以テ私ノ討論ヲ終リト致シマス（拍手）

○議長（山崎猛君） 是ニテ討論ハ終局致シマシタ、本案 第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長（山崎猛君） 御異議ナシト認メ

マス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○山口喜久一郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長（山崎猛君） 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長（山崎猛君） 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

勞働關係調整法案 第二讀會

○議長（山崎猛君） 採決致シマス、此ノ採決ハ記名投票ヲ以テ行ヒマス、本案ニ賛成ノ諸君ハ白票、反對ノ諸君ハ青票、ソレハ持參セラレンコトヲ望ミマス

○議長（山崎猛君） 議席第一番ヨリ順次投票セラレンコトヲ望ミマス

〔各員投票〕

○議長（山崎猛君） 投票漏ハアリマセヌカ

○議長（山崎猛君） 投票漏ナシト認メマス

○議長（山崎猛君） 投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告致サセマス

〔大池書記官朗讀〕

投票總數 三百五十四

可トスル者 白票 二百十三

否トスル者 青票 百四十一

〔拍手〕

○議長（山崎猛君） 右ノ結果本案ハ可決致シマシタ

〔參照〕

本案ヲ可トスル議員ノ氏名

安部 俊吉君 芦田 均君

荒船清十郎君 有田 二郎君

井田 友平君 井上 卓一君

伊藤 郷一君 飯國壯三郎君
石井光次郎君 石原 圓吉君
磯崎 貞序君 稻田 直道君
稻葉 道意君 今井 はつ君
岩本 信行君 上塚 司君
植原悦二郎君 内海 安吉君
江崎 眞澄君 小笠原八十美君
小川原政信君 小此木歌治君
小澤重喜君 小野 眞次君
小野 孝君 大井直之助君
大石 倫治君 大内 一郎君
大塚甚之助君 大野 伴陸君
大久保留次郎君 加藤隆之介君
片岡伊三郎君 上林山榮吉君
神田 博君 河原田 巖君
川西 清君 木島 義夫君
木村 チヨ君 木村 義雄君
北 吟吉君 栗山長次郎君
小池 政恩君 小島 徹三君
小峯 柳多君 小柳富太郎君
厚東 常吉君 古賀 太郎君
近藤 鶴代君 佐藤 義詮君
佐藤庸次郎君 齊藤 行藏君
坂田 道太郎君 坂本 實君
庄司 一郎君 島村 一郎君
杉田 一郎君 杉田 馨子君
鈴木 仙八君 世耕 弘一君
田中源三郎君 田中 重彌君
田中 実司君 田中 善内君
田邊 讓君 高橋 英吉君
瀧澤 脩作君 瀧清 麻吉君
竹内 茂代君 竹田 儀一君
武田 キヨ君 武田信之助君
塚田十一郎君 辻 寛一君
圓谷 光衛君 寺尾 豐君
苦米地英俊君 中島 守利君
中野 武雄君 夏堀源三郎君
西村 久之君 葉梨新五郎君
花村 四郎君 林 讓治君

原 佑君 坂東幸太郎君
樋貝 詮三君 廣川 弘禪君
平岡 良藏君 深津玉一郎君
本多 市郎君 本多 義英君
星島 二郎君 本多 花子君
益谷 秀次君 松浦 寛素君
三浦實之助君 三ッ林幸三君
水田三喜男君 水口 周平君
村上 勇君 森 幸太郎君
森 曉君 森崎 了三君
山口喜久一郎君 山口 好一君
山田 善三君 山本 勝市君
山本 正一君 八重樫利康君
矢野庄太郎君 藥師神岩太郎君
横田 清藏君 若林 義孝君
亘 四郎君 綿貫 佐民君
逢澤 寛君 青木 泰助君
天野 久君 荒木 武行君
有馬 英二君 井上 知治君
飯島 祐之君 稻本 早苗君
犬養 健君 馬越 晃君
江川 爲信君 江部 順治君
小川 半次君 小笹 耕作君
小野瀬忠兵衛君 大島 定吉君
太田秋之助君 加藤 高藏君
金光 義邦君 神戶 眞君
川崎 秀二君 木村小左衛門君
五坪 茂雄君 小池新太郎君
小林 鈴君 古賀喜太郎君
齋藤 隆夫君 齋藤 てい君
佐藤 久雄君 白井 秀吉君
白木 一平君 柴田兵一郎君
椎熊 三郎君 鈴木 明良君
鈴木 強平君 鈴木周次郎君
菅原 エン君 關谷 勝利君
關根 久藏君 關谷 薫君
田中 萬逸君 瀧澤 濱吉君

否トスル議員ノ氏名
赤松 勇君 荒畑 勝三君
井伊 誠一君 井上 良次君
伊藤卯四郎君 石川金次郎君
上田清次郎君 氏原 一郎君
及川 規君 大澤喜代一君
大矢 省三君 奥村又十郎君
加藤シヅエ君 加藤 鏡造君
片山 哲君 叶 凸君
金子益太郎君 金井 芳次君
川島 金次君 黒田 壽男君
佐竹 晴記君 榊原 千代君
澤田 ひさ君 島田 晋作君
須永 好君 杉本 勝次君

鈴木茂三郎君 田中 健吉君
田中 松月君 田原 春次君
田万 廣文君 高瀬 傳君
竹内 克己君 竹谷源太郎君
棚橋 小虎君 辻井民之助君
土井 直作君 富吉 榮二君
堂森 芳夫君 中崎 敏君
中原 健次君 中村 高一君
永江 一夫君 永井勝次郎君
西尾 末廣君 西村 榮一君
花山 秀雄君 長谷川 保君
林 虎雄君 林田 哲雄君
原 彪之助君 平野 力三君
藤田 榮君 細田 綱吉君
細野三千雄君 松澤 兼人君
松澤 一君 松本 七郎君
松本 淳造君 前田榮之助君
松尾 トシ君 水谷長三郎君
町田 三郎君 森 三樹二君
宮村 又八君 森本 義夫君
森戸 辰男君 山崎 道子君
山口 常吉君 山下 榮二君
安平 鹿一君 米窪 満亮君
米山 久君 吉川 兼光君
東田 隆君 飯田 義茂君
稻田 健治君 石原 登君
宇田 國榮君 大原 博夫君
大宮伍三郎君 大橋 喜美君
川越 博君 川野 芳満君
鹿島 透君 香川 兼吉君
越原 もる君 竹山祐太郎君
坪井 龜藏君 原尻 東君
林 平馬君 原 國君
橋本 二郎君 平野 八郎君
橋本 瀧藏君 松本六太郎君
的場金右衛門君 松本 武夫君
山本 實彦君 秋田 大助君
井上 起君 伊藤幸太郎君

○議長(山崎猛君) 是ニテ本案ノ第二讀會ハ終リマシタ
○山口喜久一郎君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス
○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第三讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス
労働關係調整法案 第三讀會
○議長(山崎猛君) 採決致シマス、本案ニ賛成者起立
〔賛成者起立〕
○議長(山崎猛君) 起立多數(拍手)仍テ本案ハ可決確定致シマシタ(拍手)是ニテ議事日程ハ終了致シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
午後五時七十九分散會

定價 一部 七十錢

發行所

東京都牛込區市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五〇一
總發東京一九〇一圖書課